



神奈川県
教育委員会

PTA活動のためのハンドブック



はじめに

「次代を担う子どもたち一人ひとりの個性やよさを『つむぐ』ように大切に育てるため、まわりの大人たちが様々に『おりなす』ようにかかわり合っていこう」

これは、本県の教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」の中で示されている、人づくりに向けての視点です。PTA活動は、このような人づくりを推し進めていく上で、大きな役割を担っています。

さて、本冊子の作成にあたっては、これからの社会を担う子どもたちが、心豊かにたくましく、そして、健やかに成長していくことを願い、PTAに対する理解とその基本的な活動、教育に関する情報などを具体的に解説するよう配慮しました。

また、PTAの目的や組織の概要、予算支出の方法、学習・研修活動の計画・実施、会議の進め方など、必要な箇所を取り出し印刷できるように構成されています。

日常のPTA活動や研修会等におけるテキストとして、積極にご活用いただければ幸いです。

目 次

第1章 PTAって何だろう？

ページ

Q. 1	PTAの目的や特徴	1
------	-----------	---

第2章 PTAの活動って何だろう？

Q. 2	PTAの組織	7
Q. 3	役員の任務と選出方法	9
Q. 4	事業計画・予算編成	12
Q. 5	予算の支出・決算・監査	15
Q. 6	学習・研修活動の計画と実施	17
Q. 7	広報活動の進め方	23
Q. 8	会議・話し合いの進め方	25
Q. 9	PTA活動の活性化	27
Q. 10	子どもの安全確保	29
Q. 11	学校教育への理解・協力	32
Q. 12	家庭・地域の教育力	36
Q. 13	PTAと地域との連携	39

第3章 子どもを守るために大事なことって何だろう？

Q. 14	食生活や生活習慣に関する課題	45
Q. 15	情報メディアの正しい活用法	49
Q. 16	いじめ問題・暴力行為等への取組	53
Q. 17	不登校やひきこもりに関する課題	58
Q. 18	喫煙・飲酒・薬物乱用に関する課題	62
Q. 19	人権教育	67

各ページの「(例)」の記載について…

参考例として示しています。地域の実情や学校の規模に合わせ取り組みましょう。

※「PTA活動のためのハンドブック」における「学校」の表記には、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校などが含まれます。

1	P T A の 歴 史	2
2	県立図書館をご活用ください	21
3	子どもの読書活動の推進に向けて	22
4	優良 P T A 神奈川県教育委員会表彰	28
5	教育相談コーディネーターの配置 特別支援学校の地域におけるセンター的機能	34
6	学習指導要領、GIGA スクール構想	35
7	「早寝早起き朝ごはん」国民運動、持続可能な開発目標	37
8	企業等との連携、様々な家庭教育支援	38
9	地域学校協働活動推進員、コーディネーター	41
10	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	42
11	個人情報の取扱いの注意	43
12	3033（サンマルサンサン）運動で未病改善	48
13	S N S による性被害に遭わせないために	50
14	生命（いのち）の安全教育	51
15	いわゆる「闇バイト」について	52
16	かながわ子どもスマイル（S M I L E）ウェブ	55
17	いのちの授業、24 時間子ども SOS ダイアル 中高生 S N S 相談@かながわ	57
18	若者の職業的自立に向けた支援	61
19	薬物乱用防止教室	63
20	P T A と警察との連携、少年相談に関するご案内	65
21	児童虐待を防ぐ【児童の権利に関する条約】	70

参 考 資 料

1	かながわ教育ビジョン	71
2	神奈川県青少年保護育成条例	73
3	神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例	75
4	みんなの交通安全教育推進運動「スタートかながわ」	77
5	「かながわ人権施策推進指針（第 2 次改定版）」（抜粋）	81
6	私費会計基準	85
7	小学校「父母と先生の会（P T A）参考規約」	94
8	相談機関一覧	102
9	神奈川県内の主な P T A 団体	105

第1章 P T Aって何だろう？

《Q.1》P T Aの目的や特徴

P T Aとは、どのような目的や特徴をもった団体ですか。



P T Aとは、子どもの健やかな成長を図ることを目的とした社会教育関係団体です。保護者と教職員とが対等の立場で協力し、学び合い、高め合っていく団体です。

1 P T Aとは

P T Aは、英語のParent(親) - Teacher(教師) - Association(組織)の頭文字をとったもので、日本では「父母と先生の会」と訳していますが、今日では英語の略語「P T A」が一般的になっています。

この名称から分かるように、P T Aは、保護者と教職員で自主的に構成され、両者が対等の立場で活動する団体といえます。

P T Aは、青少年団体や女性団体などと共に社会教育関係団体の一つとして位置づけられ、その中でも最も多くの会員をもつ団体です。

また、P T Aには、学校の教育活動を理解し、教育に関わる活動に取り組むことで、家庭・地域・学校を結ぶ役割も期待されています。

2 P T Aの目的

P T Aの目的は、子どもの健やかな成長を図ることにあります。昭和42年の国の社会教育審議会報告『父母と先生の会(P T A)のあり方

について』では、PTAの目的を「児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるための会員相互の学習その他必要な活動を行う団体である。」と述べています。

《 知っていますか 》

－ P T A の 歴 史 －

PTAの歴史は、19世紀末、児童愛護と教育環境の整備をめざしたアメリカの運動から始まりました。

創始者であるアリス・バーニーさんの「尊い命を守り無力な幼児を健やかに育て、望ましい環境に迎え入れよう。」という訴えは、多くの母親たちの共感を呼び運動の輪が広がっていきました。その後、この運動に父親と教師が参加し、「父母と教師が対等の立場で、子どもの教育について共に語り合う」活動として世界各地に広まりました。

日本のPTAは、昭和21年、戦後の日本の教育の民主的改革を進めるために来日した米国の教育使節団が、PTAの結成を奨励したことを受け、当時の文部省(現文部科学省)がPTAの普及を積極的に勧めたことから始まります。その後、全国的にPTAの結成が進み、昭和25年4月までに全国の約98%にあたる小・中・高等学校においてPTAが組織され、やがて、市町村や都道府県単位の連合組織や全国組織もつくられ、今日に至っています。

3 自主団体として

P T Aは、会の趣旨に賛同する保護者と教職員によって構成されます。それぞれが対等の立場で関わり、自主的な組織によって運営される任意の団体です。P T Aに加入するかどうかは、個人の考えや意思によりますので、一人ひとりの意思を確認することが大切です。

そして、学校教育だけでなく、社会教育の視点からも、子どもたちの様々な活動に関わります。

学校とP T Aはそれぞれの独自性を発揮しながら、対等な協力関係(パートナーシップ)を築き、密接な連携を図っていくことが大切です。

【P T A活動を円滑に進めるために】

- P T Aの活動について、保護者に説明するのは、P T A会長をはじめとする役員となります。P T A役員と教職員の間で十分な意思疎通を図り、新入生の保護者への説明などで誤解を受けないよう、対応を図っていきましょう。
- 新入生説明会などにおいて、「P T Aは自主団体であり、加入については、保護者の自由意思であること」を十分にご説明した上で、加入をお願いするなど、丁寧に対応しましょう。
- 加入にあたっては、保護者一人ひとりの意思を確認し、同意の上で加入いただきましょう。
- P T A会員ではない保護者の子どもに対しても、教育的配慮を忘れないようにしましょう。

4 学習団体として

P T Aの特質の一つとして大切なことは、保護者と教職員が対等の立場で意見を交換し合ったり、家庭や地域の問題点について学んだりする、学習の場であるということです。まず、子どもの幸福を第一に願う保護者、教職員として、自ら学び、子どもの健全育成について理解を深めていく必要があります。このため、P T Aは会員に対して、常に教育的素材や学習機会を提供していくことが大切です。

成人教育委員会などを中心として、P T Aでは様々な学習会や研修会が実施されています。現在の社会は多様化・複雑化しており、保護者には変化が激しい社会を生きていく若者を取り巻く環境や価値観の変化に敏感であることが求められることから、これからも時代に即した学習活動を行うことが期待されます。

また、多くの会員にとって、P T Aとして組織だって学ぶことができる最後の機会となるのが高等学校などのP T Aです。子どもは、進学や就職等様々な進路を歩みますが、進路選択の際、さらには卒業後も保護者の助言やサポートを必要とすることがあります。



【PTA活動にぜひ参加してみましょう－①】

活動に参加すると・・・

(1) 学校での子どもの様子がよく分かるようになります

- ・家庭とは違った学校生活の様子を知ることができます。
- ・家庭での子どもとの会話が増えるきっかけになります。
- ・子どもたちや学校の様子を実際に見たり、肌で感じたりすることができます。

(2) 自分の子どもだけではなく、他の子どもたちとも交流することができます

- ・他の子どもと顔なじみになり、他の子どものよさが見えると共に自分の子どものよさも見えるようになります。
- ・学校全体の視点から、すべての子どもたちの成長を考えることができるようになります。

(3) 保護者同士のつながりができます

- ・子育てについて共に話し合い、相談しやすくなります。
- ・異学年や他校の保護者とも交流し、情報交換をすることができます。また、新たな保護者同士のつながりを得ることができます。

(4) 教職員との会話の機会が増えます

- ・学校や先生方を身近に感じることができます。
- ・学校の様子や雰囲気について先生から話を聞く機会が増えます。
- ・学校生活における心配事や悩み事等を相談しやすくなります。

(5) 地域とのつながりができます

- ・子育てについて地域の方に相談しやすくなります。

【PTA活動にぜひ参加してみましょう－②】

(6) 学習会や研修会などをとおして、新しい自分を発見できます

- ・新たな知識を身につけることができます。
- ・興味・関心が広がるだけでなく、充実感や達成感を味わうことができます。
- ・生きがいを見つけるきっかけになります。
- ・大人としてもう一度、学習・成長する機会を得ることができます。

(7) ずっと付き合える仲間ができます

- ・卒業後も一緒に活動した仲間と活動することで、常に社会に貢献する意識を保てます。
- ・PTA活動が終わっても、友人として付き合える仲間ができることで、長い人生を豊かに過ごせます。



第2章 P T Aの活動って何だろう？

《Q. 2》P T Aの組織

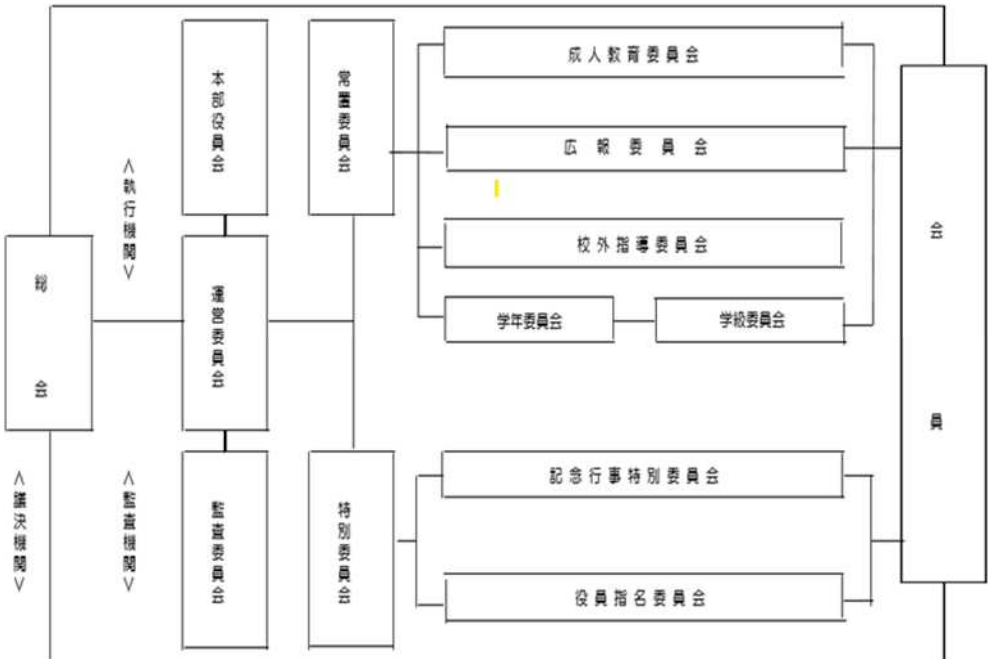
P T Aの組織にはどのようなものがありますか。

学校単位ごとに組織されたP T Aを単位P T Aと呼びます。県や各市町村の連絡協議会もあります（p.105参照）。地域の実情や学校の規模に合わせて活動しやすい組織をつくりましょう。

次の図は、代表的な単位P T Aの組織列です。

1 単位P T Aの組織

(例)



*民主的な運営をするためには議決機関・執行機関・監査機関が必要です。

2 組織を効率的に運営するために

(例)

総 会		・ 全会員をもって構成される最高の議決機関です。
運 営 委 員 会		・ P T Aを維持、発展させるための執行機関です。 ・ 各委員会の計画や事業全般についての連絡調整を行います。 ・ 総会に提出する議案を作成します。
本 部 役 員 会		・ P T A事業全般に関わる計画・立案を行います。 ・ 学校や地域の団体との連絡調整を行います。
常置委員会	成人教育委員会	・ 家庭教育学級、講演会、研修会等の企画・運営を行います。
	広 報 委 員 会	・ 「P T A広報紙」やホームページを作成します。 ・ 地域や関係機関への広報を行います。
	校外指導委員会	・ 子どもたちの安全を守る活動や社会環境を健全化する活動を行います。 ・ 地区懇談会の企画・運営を行います。
	学年・学級委員会	・ 学年・学級P T A行事の企画・運営を行います。 ・ 学習会の企画・運営を行います。
特 別 委 員 会		・ 記念行事特別委員会や役員指名委員会など特定の目的に沿って設置します。
監 査 委 員 会		・ 会員を代表し、会計事務や予算執行が適正に処理されているかを監査します。

この他に環境委員会、ボランティア委員会、ふれあい委員会、厚生委員会、選挙管理委員会、指名委員会やおやじの会等の設置や、サークル活動を行っているP T Aもあります。また、会員の負担感を軽減し、義務感にとらわれないP T A活動をめざして、行事ごとにボランティアやサポーターを募っているP T Aや、学年やクラスの枠を越えて委員を募集するP T Aもあります。

《Q. 3》 役員の任務と選出方法

役員の任務や選出方法はどのようになっていますか。

役員の任務は、会員の中心となってPTA活動を推進することです。
また、選出にあたっては、会員の意見を反映させた方法で決定しましょう。

1 役員の任務

会長、副会長、書記、会計など、役員の任務は次のとおりです。

役 員	任 務
会 長	・会を代表し、総会や運営委員会、その他の会議を招集します。 ・関係諸団体との連携を図り、外部の会議に出席します。
副会長	・会長の任務を補佐し、会長不在のときは代行します。 ・会長と他の役員との調整などを行います。
書 記	・総会や運営委員会の議事を記録し、全体の運営や活動状況の記録、必要文書の保管をします。 ・各種連絡や通知、報告書などの作成を行います。
会 計	・金銭出納や、会計関係の帳簿の整理・保管、会計報告などの会計事務を処理します。 ・予算の立案時には、会長や各委員会を補助します。

会計事務や予算執行が適切に行われているかを監査するために会計監査委員を設け、会計監査委員はその結果を総会で報告します（p.16参照）。

最近、副会長を複数おいて、分担して会長の任務を代行しているPTAもあります。さらに、各委員会が会を代表して行事の担当を受け持ち、関係諸団体との共同事業として行事の運営をすることもあります。

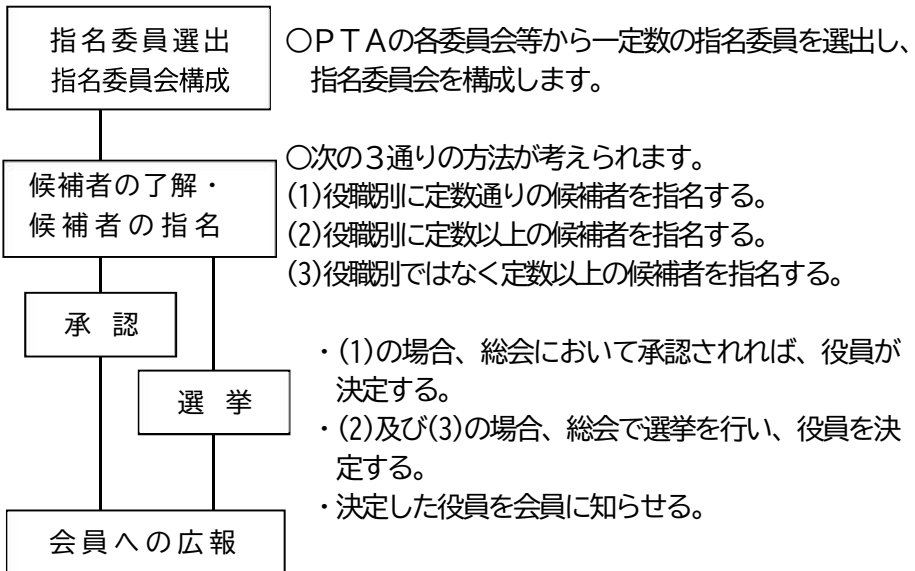
2 役員の選出方法

役員の選出は、会員一人ひとりの意思を十分に反映できるように民主的な方法によって行わなければなりません。それには、選出過程において、会員個々の意思が反映されるような手続きが必要です。また、役員としての活動内容ややりがいを伝えることも有効です。

なお、新入生説明会の際に、本部や各委員会の活動内容や年間スケジュールが分かる冊子やプリント等を配付し、委員会が活動内容の説明を行っているPTAもあります。

PTA広報紙に、各委員会の活動内容や、実際に活動をした感想を掲載する等、活動の楽しさを普段から周知していきましょう。

〈指名委員会方式〉



〈その他の方式〉

特別委員会として選挙管理委員会を組織し、この選挙管理委員会で選挙のスケジュールや方法などを決定することもできます。

現在は指名委員会方式が一般的ですが、役員の人選はあまり煩雑にならないようにし、より民主的で合理的な方法を検討しましょう。

また、選出時期・任期・人数などについても、あわせて検討していくことが大切です。

年度の初めには必ず規約を全会員に配付するようにしましょう。

毎年の総会資料の中に綴じ込んでおくと共に、入会案内のときは必ず配付し、説明しましょう。

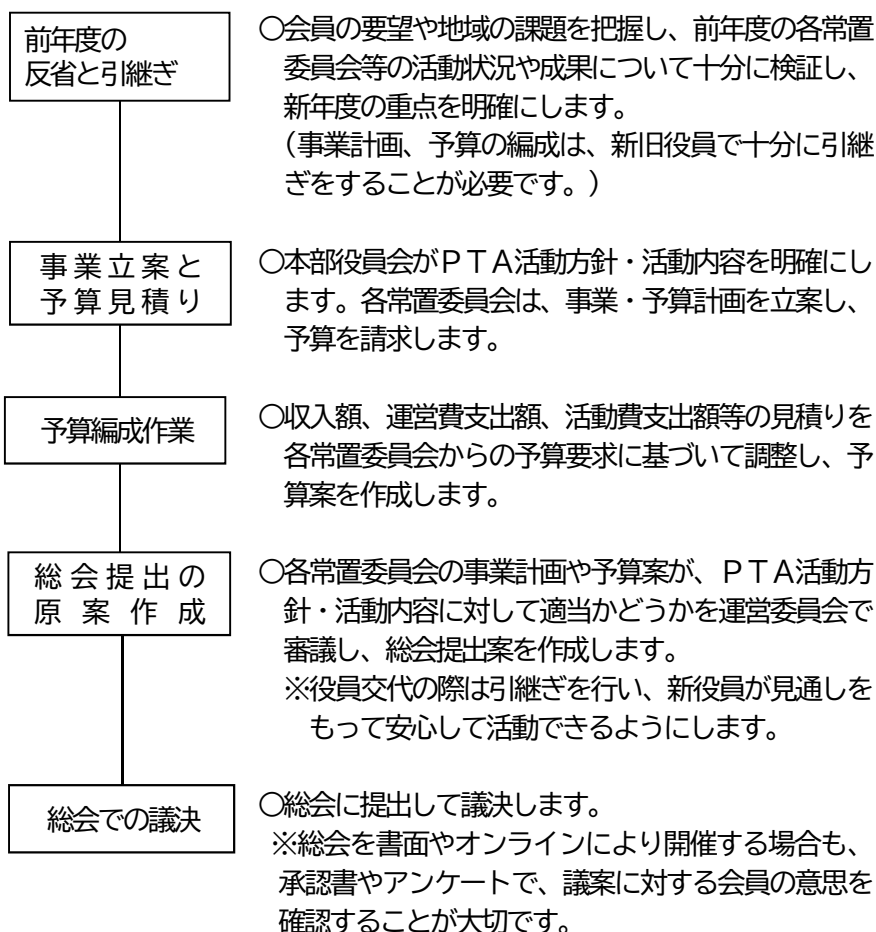


《Q. 4》事業計画・予算編成

事業計画や予算編成ではどのようなことに留意したらよいですか。

会員の負担を考慮して、無理のない会費額を設定すると共に、重点目標を明確にし、収入の範囲内で事業計画を立てましょう。

1 事業計画の立案と予算編成の手順



事業計画にあたっては、会員の要望を把握し、会員が積極的に参加できるような工夫が必要です。また、従来の実績に十分な反省・検討を加え、全体を見通し長期的な計画のもとに立案することが大切です。

しかし、最初から見通しをもって活動を行うのは難しいことです。次年度の役員が、あまり負担を感じずにスムーズに活動始めるためには、前年度役員が、課題や反省をもとに計画を立て、実施するための具体的な手順を書いた引継ぎ書を用意しておくといいでしょう。

また、PTAの予算は会員の学習活動や実践活動、広報活動に関する経費などPTA本来の活動のために使用します。なお、学校教育への支援もできますが、学校が用意するのが当然と考えられる基本的な経費や子どもに直接還元されるとは言い難い経費に支援することは適切ではありません。

予算編成にあたっての留意点

○規約の定めに従っていますか。

○本来、学校設置者である行政がまかなうべき経費を保護者が負担していませんか。（「私費会計基準」及び学校教育法第5条、地方財政法第27条の3参照）

2 引継ぎについて

「引継ぎ書」等を作成して、誰にでも活動内容がわかるようにすることが大切です。

○各事業の準備や作業の流れの手順書

○会議や各委員会打合せの議事録 など

作成した引継ぎ内容は、紙媒体や電子データで保管する方法を決め、みんなで共有できるようにしておきましょう。

3 会費について

会費の額については、事業費が不足するからと安易に値上げするのではなく、事業内容の見直しや重点事業の設定などを行った上で、納得が得られる方法で決められるべきです。

また、PTA組織は保護者と教職員の構成であることを考えると、教職員会員においても同額の負担が望まれます。

～ 財源について ～

PTAの活動の財源には、①会費による収入、②事業収入、③寄付金等があります。社会教育関係団体として、営利団体ではないPTAの活動の財源は、ほとんどを会費によってまかなうことが原則です。

また、事業収入の主なものには、資源回収、学校・PTA行事の際の売り上げ収入、バザーなどがありますが、これらはあくまでPTAの目的にかなない、会員の理解と協力のもとに実施されるべきものです。



《Q.5》予算の支出・決算・監査

予算支出の方法や決算・会計監査はどのようにしたらよいですか。

PTAは公共性をもつ団体です。事業計画や予算計画に基づく、予算支出の方法や決算・会計監査については、規約等に則って正確に処理しましょう。

1 予算支出について

(例)

各委員会の購入希望

〔受付〕 ↓

支 払 い の 確 認

〔確認〕 ↓

会 長 の 承 認

〔承認〕 ↓

支 出

〔連絡〕 ↓

業 者 へ の 支 払 い

〔執行〕 ↓

帳簿記入・領収書添付

〔予算支出の流れ(会計)〕

○手続きや処理は書類によって行います。

○必要に応じて業者見積書を添え、事前に会計担当者や学校の管理職などに、支払いの確認をします。

○予算の支出については、最終的には会長が責任を負うものです。従って、予算の支出は会長の承認を得て行う必要があります。

○請求書をもとに業者に支払います。

○必ず書類によって明確にします。

～ 支出と出納事務について ～

PTAは保護者と教職員とが会員として対等の立場で運営されています。PTA予算の支出については、学校に事務局をおいても構いませんが、教職員会員に会計を任せてしまうのではなく、常に保護者が確認するような体制を考える必要があります。

なお、県教育委員会では、私費会計基準により、会計処理を学校側に任せる場合は、会長から校長に対し、書面による委任が必要と定めています。(「私費会計基準第26条」参照)

2 決算について

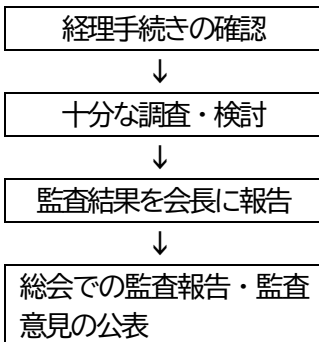
決算とは、一般的に一会計年度内の収入・支出について、出納完結後にその予算と決算とを対比し会計を締めくくることです。そして、決算書は会計監査委員の監査を受けて、総会で承認されなければならないものです。決算にあたっては、事前の十分な準備が必要です。

～ 決算に必要な書類 ～

- ・現金と通帳
- ・会員名簿……………会員の加除がなされたもの
- ・会計帳簿……………収入状況や予算の執行状況が分かるもの
- ・備品台帳……………PTAの備品の保管状況を明確にしたもの
- ・決算書……………費目ごとに予算額と決算額とを対比したもの
- ・収入、支出手続き書類……………請求書・領収書・収入書・支出書などを分類してまとめたもの

3 会計監査について

会計監査は、会計事務の正確さや予算執行の適正さなどを監査するものです。



○支払い請求書に基づいた支出か、領収書等、証拠書類はそろっているか、帳簿への記入にもれはないか、会長による支払いの承認があるかなどについて確認します。

○収支について各項目と証明書類が符合しているか、計算に誤りはないか、現金や預金通帳の保管は適切か、備品台帳と備品に相違はないか、最終的な収支額は一致しているか、必要書類は整備されているかなどについて確認します。

《Q. 6》学習・研修活動の計画と実施

学習・研修活動はどのように進めたらよいですか。

P T A活動の目的に沿った学習・研修活動を考え、計画を立てましょう。

学習・研修活動の計画と実施に向けて

学習・研修活動には様々な形式や方法が考えられます。次のようなポイントをチェックしながら計画し、より効果的な活動を進めましょう。

(1) テーマ

学級懇談会やアンケート調査等をとおして、会員がどんな意識や考え、悩みをもっているかなどの実態をとらえ、それに基づいてテーマを決めるのも一つの方法です。時には、昨今の教育事情を踏まえ、教職員と相談して、保護者として知っておくべき内容や、子育てをする上で知っておきたいことをテーマに取り入れることも必要です。

P T A役員・委員を対象とした研修会・講演会等に参加することで情報を得られます。一人ひとりがアンテナを高くし、活動に反映していくことが大切です。

<具体的な内容(例)>

①家庭教育充実のための学習

子どもの規範意識、生活習慣、親子のきずな、子どもとの接し方 等

②学校教育を理解するための学習

学習指導要領、学校評価、学校運営協議会制度、G I G Aスクール構想、学校支援ボランティア、学校行事、インクルーシブ教育 等

③健康・安全・環境に関する学習

子どもの生活習慣や食育、喫煙・飲酒・薬物乱用に関する課題、性教育・エイズ教育、防犯・防災、交通安全、安全マップ、ペットボトルキャップ集め、緑のカーテンや緑化運動 等

④人権学習

児童虐待、いじめ問題、障がい者の人権、貧困等にかかる人権課題、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティの人権、ケアラーの人権課題 等

⑤子どもを取り巻く今日的課題

キャリア教育、情報教育(携帯電話・スマートフォン・インターネット)、消費者教育、自死の問題、「いのちの授業」、自己肯定感の醸成、奨学金や子どもの貧困、ネット依存、ヤングケアラー 等

⑥PTAの活動について

行事、会員の参加方法の工夫、地域や学校との連携、PTA活動のあり方 等

(2) 時期・回数

学校・学年行事やPTA行事の日程、学習・研修会の内容から会員が参加しやすい時期と回数を考えることが大切です。

(3) 形式

学習の形態によって対面形式、オンライン形式又はその併用形式を選択するとともに、専門的な知識を得ることができる講演会や参加型で学ぶワークショップ、グループワークなども取り入れながら、学習・研修会を効果的に進めていきましょう。

PTA活動には、活動への意識の高まりや会員同士のつながりが重要です。そこで、短時間でも参加者同士で話し合える時間を設定することも大切です。悩みや不安を共有できる有意義な時間になり、意見の交換から、よりよい活動のヒントも生まれます。互いを理解し合い、課題の共有化を図ることが、参加者同士のネットワークの形成につながります。

(4) 会場(場所)

会場を決めるときには、次のことに留意しましょう。

①会場の広さや定員は適しているか。

②机・椅子の配置は学習内容に適しているか。

③マイク、ホワイトボード、パソコン、プロジェクター、スクリーン、DVDプレイヤー等必要な機材は準備できるか。

④使用料はかかるか。

⑤予約は必要か。

⑥講師控室がとれるか。

⑦保育室がとれるか。

⑧緊急時の避難方法・経路が明確であるか。

⑨駐車場が確保できるか。

⑩感染症予防対策がなされているか。

講師によっては机の配置(形式)の指定や機材などの使用が考えられます。事前に十分な打合せを行いましょう。

(5) 講師への依頼

講師は高い専門性をもち、テーマに適した分かりやすい話をする方が望まれます。加えて参加者の質問や疑問に答えてくれる方、PTA・学校・子育てに理解がある方だと話題も広がります。特定の宗教・政党の宣伝、勧誘や販売等を行う方は好ましくありません。講師への依頼は、早めに連絡をとり、講師謝礼金を確認しましょう。また、講師を選ぶ際には学校の窓口となる先生と相談しながら、計画的に進めていくことも大切です。

講師としては、例えば区市町村教育委員会の社会教育主事をはじめ、PTAの役員経験者、学校長、大学教員、精神科医、臨床心理士、青少年相談員等の方々が考えられます。講師と事前にプログラムの流れと役割分担について、十分な打合せを行いましょう。

(6) 役割分担(例)

- <準備> ☐日程・会場の調整 ☐開催要項の作成 ☐資料印刷
☐PR・チラシ作成 ☐参加者集約・名簿作成 ☐演題表示
☐受付名簿作成 ☐会場案内表示
☐オンライン関係(配信機器やアプリの準備など)
☐講師関係(連絡調整・依頼文書及び講演後の礼状の作成と送付・講演内容の打合せ・プロフィール確認など)
- <当日> ☐会場準備 ☐講師控え室準備 ☐講師送迎
☐講師案内 ☐講師用飲料水・おしぼり準備
☐司会 ☐記録 ☐受付
☐講師紹介 ☐開・閉会のあいさつ ☐資料配付
☐オンライン配信 ☐アンケート実施・回収
☐録音・録画・写真撮影
(講師と参加者の了解をとり、使用目的を伝えましょう。)

(7) その他

予算を確認しながら年間の計画を立てましょう。

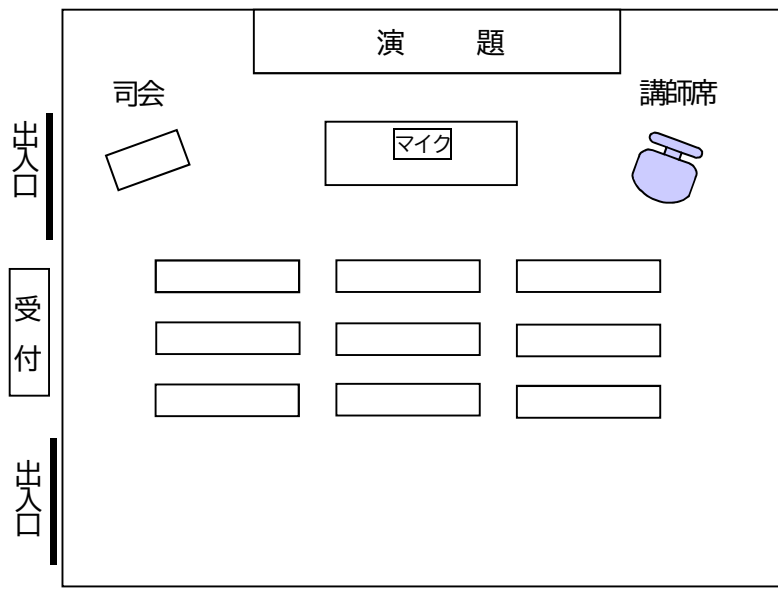
PRについては、広報委員会とタイアップし広報紙を活用しましょう。また、PTA行事、学校・学年行事をとおしたPRや学校・学年だよりの活用も一つの方法です。会員相互や知り合いへの誘い・口コミが、より多くの参加者を集める効果的な方法であるという声もあります。

講演内容の原稿起こしを行う場合、できあがった原稿を事前に講師に確認していただく必要があります。

<講演会等の次第・役割分担(例)>

- ①開会のあいさつ・・・・・・・・・・(委 員)
- ②PTA会長あいさつ
- ③学校長あいさつ
- ④日程説明、資料確認、連絡事項・・・(司 会)
- ⑤講師紹介・・・・・・・・・・・・(司 会)
- ⑥講演・・・・・・・・・・・・・・(講 師)
- ⑦質疑応答・・・・・・・・・・・・(司 会)
- ⑧講師へのお礼のことば等・・・・・・・・(委 員)
- ⑨閉会のあいさつ・・・・・・・・・・・・(委 員)
- ⑩事務連絡・・・・・・・・・・・・(司 会)
- ⑪参加者アンケートの実施

<会場のレイアウト(例)>



《 知っていますか 》

ー 県立図書館をご活用くださいー

県立図書館本館には、じっくり本に向き合いたいとき、本を囲んで仲間とアイデアを出し合いたいとき、多様な資料に對峙し、考えをまとめたいとき…それぞれの使い方に合わせたスペースがあります。

ギャラリーでは、テーマに合わせて図書館資料を展示しています。ライブラリーショップでは、軽食、文具、オリジナルグッズを販売しています。

ひたすら静かに、読書に集中できる静寂読書室やゆったりとした空間で、普段とはちがう読書の時間を過ごすことができる、ザ・リーディングラウンジ。学び⇄交流エリアは、いすや机、ホワイトボードを自由に使用することができ、グループ活動を行えるスペースです。この、学び⇄交流エリアでは、新しい「Lib 活」というプログラムを実施しています。図書館

「Library」の中で「部活」のように同じ興味を持つ仲間と共に専門家の知見を生かしながら、交流を通じて知識を広げることができます。また、生涯学習相談デスクでは、学習相談員への相談もできます。是非ご利用ください。

県立図書館
ホームページ



《 知っていますか 》

－子どもの読書活動の推進に向けて－

子どもにとって読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

県教育委員会では、第四次神奈川県子ども読書活動推進計画に基づき「『友のように いつも そばに 一冊の本を』～本との出会い、本から拓く 思いやり 心のつながりを大切に～」をスローガンに据え、次のような取組を行っています。

この推進計画や第四次計画のもと作成された「かながわ 子どものためのブックリスト」「学校図書館ボランティアハンドブック」等の詳しい内容は、県教育委員会生涯学習課のホームページの中でご覧いただけます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/index.html>



《Q. 7》 広報活動の進め方

広報活動はどのように進めたらよいですか。

保護者や教職員が互いにPTAとその活動を理解し合い、つながりを深めるために、必要な情報を提供しましょう。活動内容や成果、PTAの良さを伝えることで、「次は参加しよう」という意識の向上につながります。また、広報をとおして、家庭・学校・地域をつなぐこともできます。

1 広報活動の目的

- (1) PTAの活動方針や活動内容を知らせ、PTAについての理解を深める。
- (2) 保護者や教職員の意識向上を図る。
- (3) PTA活動への協力を呼びかける。
- (4) 学校教育への理解を深める。
- (5) 地域へPTA活動について発信し、連携を図る。

※ 児童・生徒会新聞や学校だより等と異なり、PTA活動を伝えることを常に意識する必要があります。



2 広報活動の方法

- (1) 年に数回発行する広報紙及び号外等
- (2) 学年委員会・校外指導委員会・運営委員会等からのホームページによるお知らせ・おたより・一斉メールなど
- (3) 学校のホームページに広報紙を掲載
- (4) PTA独自でホームページを運営 など

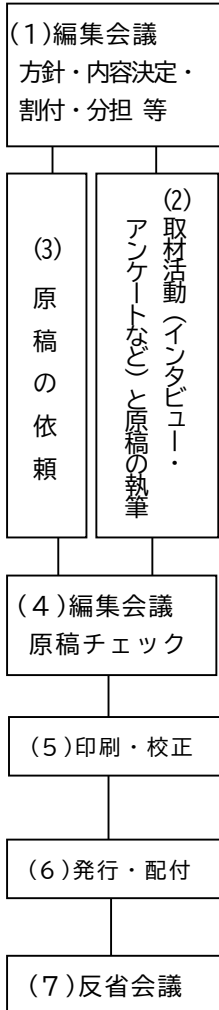
これらの各種広報活動を効果的に組み合わせ、会員一人ひとりの意識を高めていきましょう。

～ 広報紙作成のポイント ～

- ・ 広報紙はPTA活動を活発にするための大切な手段の一つです。PTAがもつ課題や目標、PTAならではの子育ての視点など独自の考えを発信しましょう。
- ・ 読者に問題を提起し、考えてもらうことが大切です。学校の行事紹介にとどまらないように、楽しい中にも、PTA行事や家庭・地域・学校について考える内容を読者に提供し、魅力ある紙面づくりをしましょう。
- ・ 明るく楽しい紙面になるよう創意工夫しながらつくりましょう。
- ・ 個人情報の取扱いに注意しましょう。(詳しくはp.43 参照)

3 広報紙のつくり方

【作業の流れ】(例)



(1) 編集方針を決めましょう。

- 内容は主にPTA活動
 - ・保護者や教職員に役立つ最新の内容
 - ・実態把握や問題点の整理
 - ・普段から情報収集 等
- 見やすい割付(レイアウト)の工夫
- 定期的な発行
- 掲載内容について学校や関係団体と調整 等

(2) 取材活動や原稿を執筆しましょう。

- 取材は早めに依頼・調整
- 原稿はやさしく、読みやすい文章表記 等

(3) 原稿を依頼しましょう。

- 原稿依頼の注意事項と依頼原稿修正時の配慮の確認

(4) 原稿を複数の委員でチェックしましょう。

- 誤字・脱字の確認
- 人権尊重の視点から点検
 - ・言葉遣いや掲載写真
 - ・差別的な表現の有無
 - ・個人情報に関わる記事や写真の掲載についての許可
 - ・男女平等や子どもの人権への配慮 等
- イラストや文章の著作権の確認
- ・必要に応じて許可を取得
- ・文章の一部引用等のきまりを確認
- 会長、委員長等発行責任者の最終確認

(5) 印刷・校正をしましょう。

- 印刷は業者委託、PTAの機器を利用しての印刷等、予算と労力に応じて選択
- 校正原稿を(4)の観点から再度チェック

(6) 発行・配付しましょう。

- 自治会の回覧板や地域掲示板等の利用
- 学校内掲示やホームページへの掲載

(7) 振り返りましょう。

- 課題等の整理
- 保存

※ 前任者から広報紙完成までの作業の流れを引き継ぎましょう。

《Q.8》会議・話し合いの進め方

会議や話し合いの進め方はどのようにしたらよいですか。

目的に沿った議題を決め、時間配分や話し合いの方法を考えておきましょう。

1 会議前に必要なこと

- (1) 会議の目的をはっきりさせる。
- (2) 会議の目的に応じて集合形式、オンライン形式、またはその併用形式を選択する。
- (3) 会議の流れの検討とそのための準備を綿密に行う。可能なら協議事項については、事前に資料を渡して十分な検討の時間を参加者に与え、主体的な参加を呼びかける。

① 次第の作成(例・集合の場合)

第3回広報委員会
日時：2020/09/05 15:00～17:00
場所：会議室
1. 開会
2. 役員会報告
3. 広報紙第2号の役割分担について
4. 文化祭の取材について
5. 今後の活動予定について
6. 閉会



② 資料の作成

- ・ 資料を作成することで話し合いがスムーズに行える。
 - ・ 記録として残すことで、次年度の参考となる。
- (4) 主催者、提案者、司会者、記録者等との打合せを十分に行う。
※対面形式の際は、机の並べ方や座る場所なども含め、話しやすい場の雰囲気づくりを心がける。
※オンライン形式の際は、マイクやカメラの設定など、オンライン形式で行う際の注意事項を確認する。

2 司会と記録のポイント

効率よく会議を進めるためには、司会者の役割が重要になります。また、会議の結果を今後に生かすために、記録は重要です。

〈司会〉

- ①開会、閉会の時刻を守る。
- ②和やかな雰囲気をつくる。
- ③目的に沿った発言を求める。
- ④司会者自身の意見は控える。
- ⑤締めくくりでは、議決事項と継続審議の別を確認し、次回までの検討事項等の確認を行う。

〈記録〉

- ①主観を交えずに客観的な記録をする。
- ②ポイントをはっきりさせ、発言の趣旨が分かる記録をする。
- ③意見・質問・修正案等が分かるように記録する。
- ④録音、撮影を行うときは参加者に承諾を得る。
- ⑤最後に次回までにやっておくべきことをメモとして記載する。

発言の意図や言い方が、全体または一部の人に不快な思いをさせないように十分な配慮が必要です。「本音で話す」ことは大切ですが、「思いやりのない意見を自由に出し合う」こととは区別する必要があります。

《 知っていますか 》

－ 活動参加者の負担軽減のためにできること －

(県立釜利谷高等学校PTA)

近年報道等では「PTA活動への負担」が取り上げられています。県立釜利谷高校ではGoogleドライブを導入し、書類管理や学校への提出方法のデジタル化を行いました。結果、書類のありかや確認がしやすくなっただけでなく、提出するためだけに先生とアポイントを取り、学校へ行く必要がなくなるなど、保護者・教員双方の負担軽減につながりました。

《Q. 9》PTA活動の活性化

PTA活動を活性化させるにはどのようにしたらよいですか。

会員のみなさんと活動の目的を共有し、必要とされる活動内容や意欲的に参加できる事業計画を立てましょう。

1 活動の見直し

会費などの収入が変わることもあり、事業計画、予算立案の際には、活動内容の精選や経費の見直しが必要です。また、講演会・研修会などを近隣のPTAと共催することや、常置委員会などの組織の見直しについても考えてみる必要があります。

家庭の状況も様々な中で、会員からの意見の聴取の仕方や会員が参加しやすい環境づくりを工夫しているPTAもあります。

2 ニーズに合った事業計画

PTA会員のニーズを把握し、計画に反映していくことが必要です。日ごろから、アンケートや少人数での話し合いなどで会員の意識をつかみ、求められる活動を見出していく姿勢が大切です。会員に望まれる活動を計画することにより、会員も興味をもって意欲的に参加し、活発な活動が展開されます。

3 会員への問題提起

日ごろから、子どもや地域のことなどを問題提起し、会員の意識を高めていくよう働きかける必要があります。活動の意味や必要性を感じることで、会員の積極的な活動が促進されます。

そこで、役員は他校のPTAとの情報交換を行ったり、研修会に参加したりすることで、常に新しい視点をもつことが大切です。

○神奈川県PTA協議会 <https://www.pta-kanagawa.com/>

○神奈川県立高等学校PTA連合会 <https://kanagawa-koupren.jp/>

《 知っていますか 》

－優良PTA神奈川県教育委員会表彰－

神奈川県ではPTA本来の目的と性格に基づき、活発な活動が行われ、優良な実績を上げている県内のPTAに対し、表彰を実施しています。優良PTA文部科学省大臣表彰に加え、県でも実施することで、日々のPTA活動の励みとなることを目的としています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/index.html>



1 三者（学校・家庭・地域）での連携（令和4年度受賞）

（小田原市立新玉小学校保護者と教師の会）

学校・家庭・地域が連携して、通学路の「安全確認マップ」を作成し、全家庭、地域の関係者に配付した。地域住民と共に歩き、学区内を確認したことで、危険箇所について学校・家庭・地域で共有することができ、連携の意識の高まりがみられた。

また、家庭学習について会員へのアンケートを実施した。結果を基に、教職員の助言を得ながら「学習の手びき」を作成し、家庭学習のポイントを示した。家庭学習の充実のみならず、家庭生活の向上、親子の対話の促進、悩みや不安の解消等につながった。

2 県立高等学校PTAの受賞例（令和4年度受賞）

（県立生田高等学校PTA）

環境整備事業や近隣高校と合同で行う交通安全事業の実施にあたっては、事前に活動日と活動内容を提示し、PTA役員以外の会員も参加する「生田ささえai隊」を組織した。ICTを積極的に導入し、保護者向けのアンケートや「生田ささえai隊」の募集を行っている。さらに役員向けICT利活用講習会を実施し、オンライン会議を定着させ、PTA活動の活性化を図った。地区大会発表においても、ICT利活用の成果を発揮するとともに、発表を動画で配信して、活動を幅広く広報した。ICTを活用し、様々な可能性を見出そうと、前向きに取り組んでいる。



《Q.10》子どもの安全確保

子どもの安全確保についてどのように関わったらよいですか。

地域をよく知っているPTAが、子どもの安全面に関わる役割を担うことは大切なことです。子どもの安全確保のため、学校と連携して取り組みましょう。

1 学校の安全管理とPTAにできること

(1) 学校における取組

学校では、地震や火災、不審者の侵入等を想定した避難訓練や交通安全教室を計画的に行っています。また、階段のすべり止めや窓の手すり、廊下の中央線など、事故防止のために環境を整えています。さらに、校門の施錠や防犯カメラの設置、防犯ブザーの配付、刺叉(さすまた)の配備など、防犯・安全体制を整えたり、教職員や保護者、子どもたちを対象に防犯教室も開催したりしています。

(2) PTAにおける取組

PTAとしても、子どもたちの安全確保のための活動は大切です。通学路など、学校外の危険箇所の点検を行うと共に、危険箇所(安全)マップを作成したり、学校や関係各所との情報交換をはかります。また、登下校時の見守りや校内や校外のパトロールを実施しているところもあります。学校や地域を活動場所とした、様々な行事やイベントなどに、地域や学校をよく知っているPTAが安全面に関わるのが求められています。

また、地震や火災を想定した防災対策や、外部からの侵入者などを想定した防犯体制についても、広報紙を使った情報提供が有効になります。

2 地域と連携した安全確保

学校では、総合的な学習の時間や中学校の職業(職場)体験活動の例にあるように、地域と連携・協力して教育活動を進めています。これは、「地域とともにある学校」をキーワードに、学校と地域住民等が力を合わせて子どもたちの学びや育ちを支援す

る近年の動きとも連動したものです。

しかし、一方で、子どもたちが巻き込まれる事故や事件が多数報道される中、不審者の侵入防止のために校門を施錠したり、学校に入る際に名札の着用を求めたりするなど、物理的・心理的に学校と地域との境界を強く意識させるような流れもあります。

子どもの安全に関しては、家庭・地域・学校が協力して子どもを育てるという認識のもと、例えば「子ども 110 番の家」や地域ボランティアによる見守りや学区パトロールの取組のように、これまで以上にそれぞれが連携・協力して長期的・継続的に取り組むことが望めます。

また、家庭においても「知らない人についていけない」「助けをもとめる」などを教えることの大切さを伝えることが望めます。

<防犯・安全マップ（例）【部分】>



※この防犯・安全マップの例は、参照しやすいように、部分的に拡大するなどして加工したものです。
※左は地区ごとの注意事項を代表例として示しています。表記の数字は、マップ内にある数字と一致しています。

3 防災に向けた取組

災害は、いつ発生するか分かりません。また、大規模な被害をともしう地震の発生が想定される中、東日本大震災を教訓として、防災マニュアルや安全計画の見直しなど、継続的な対応が求められています。

災害について正しい知識と的確な判断力を身につけ、地域の特性に応じて適切に行動できるよう、各家庭において十分に話し合うとともに、PTAと学校そして地域において、より一層の連携した取組が必要です。

<具体的な取組例>

1 小・中学校の防災備蓄食

(葉山町PTA連絡協議会)

在校中に大きな災害が起き、帰宅困難となった場合などを想定し、学校でも「自助のための備え」が必要であると考え、児童・生徒1人につき「防災備蓄食（お粥レトルト3パック+水1本）」を常備した。

毎年、「自助のための備え」の理念を各学校のPTA会員へ理解を図るとともに会費を集め、防災備蓄食を購入し、常備を実現している。

新しく配備し、古いものを児童・生徒へ返却する活動は大変だが、「手元に防災食が戻る＝1年間大きな災害がなく、無事に過ごせた証である」と喜びを感じたり、「本当に災害が起ってしまったら？」と考えたりするきっかけになることを願っている。

2 町役場、PTAも参加したDIGを実施

(県立二宮高等学校PTA)

所在地自治体である二宮町の防災安全課の職員を招き、PTA、教職員、生徒も参加して「災害図上訓練（DIG）」を実施している。災害発生時に通学路における危険や、地理的条件からくるリスクを想定し、学校周辺で避難可能な場所の確認や、安全確保に関する意見交換などを行っている。

《 参考 》－防災教育チャレンジプラン－

防災教育の事例を検索することができます。ご活用ください。

<http://www.bosai-study.net/search/index.php>

上記ページにアクセスし、

「対象」で「保護者・PTA」を選択すると事例が表示されます。



《Q.11》学校教育への理解・協力

学校の教育活動にはどのように関わったらよいですか。

PTAと学校が、それぞれの役割を理解し、相互に協力し合う姿勢を心がけましょう。

1 学校教育への理解・協力

子どもは家庭や学校、地域を行き来しながら生活し、様々な経験や活動をおして学び、成長していきます。家庭での教育が学校での学習に生かされ、学校で育んだ友人関係が地域につながります。子どもの心の成長は、時と場所を選ばず継続していくものです。しかし、それぞれが異なる接し方や要求をしてしまうと、子どもの心に迷いや悩みが生まれることもあります。

PTA活動を通じて、保護者が学校の教育方針を理解することは、学校と家庭で一貫性のある教育を進めることとなり、子どもに安心感を与え、家庭での教育効果を高めることにもつながります。

また、学校では、地域の方々の協力を得て、様々な学習活動が進められています。例えば、地域ボランティアとして、保護者が子どもたちの学習活動を支援する取組が、多くの学校で見られます。学校からは、「きめ細かな指導が可能になり、子どもの学習意欲が高まった」「地域との信頼関係が深まり、つながりが強くなった」などの成果が報告されています。

学習活動の支援の他にも、地域の方々と連携して、子どもたちの登下校を見守る活動や、部活動の指導、校外活動の付き添い、花壇・学校図書館等の環境整備など、様々な活動に携わり、学校への支援・協力を行っている事例もあります。

学校とPTAとの関係は、一人ひとりの保護者と先生との心のつながりが基盤になります。日ごろから、学校教育への理解に努めるPTAであってこそ、いざという時に真価が発揮でき、学校との協力体制が築けるのではないのでしょうか。

2 「支援教育」の理解・協力

(1) 支援教育について

県教育委員会では、平成14年3月に出された「これからの支援教育の在り方について(報告)」(これからの支援教育の在り方検討協議会)を受け、「支援教育」の推進に取り組んできました。

「支援教育」とは、すべての子どもたち一人ひとりの自らの力では解決できない独自の課題を教育的ニーズとしてとらえ、それぞれの子どもたちに応じた働きかけをすることです。

神奈川のインクルーシブ教育の推進について、詳しくはこちら

➤ インクルーシブ教育推進課ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j7d/index.html>



(2) 「困った子」から「困っている子」へ

友だちが冗談のつもりで言ったことに、つい“カッ”となって乱暴な態度をとってしまう。特定の学習に対して、苦手意識が強い。授業に集中しようと努力しても、すぐに気が散ってしまう。言葉の意味をとらえることが難しい。こうした行動を取る子どもがいます。また、学校の中には、外国につながるのある子どもや、経済的な困窮等、子どもたちの背景は多様です。一見課題がないように見える子どもも、何らかの悩みを抱えているかもしれません。

子どもたちの中には、このような自らの力では解決することが困難な課題を抱え、周囲からの支援を必要としている子どもがいます。

「困った子」から「困っている子」へと視点を転換し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じて、柔軟に適切な方策を考え、支援していくことが大切です。子どもの教育的ニーズは、子どもが学ぶ教育環境との関係によって生じています。ですから、教育的ニーズに対する支援は、子ども自身の持てる力を伸ばすことで困難さを克服しようとするだけでなく、周囲の理解や指導の工夫、組織的な支援、柔軟な教育システムなど、周囲との関係を変えることが重要になります。「困っている子」に応じた学習・行動面での具体的な工夫の例を紹介します。

学習面での工夫(例)

- ・指示するときは、紙に書いたり、絵に表したりすると効果的です。
- ・間違いは否定して正すのではなく、言葉を補います。
- ・大きめのマス目が書いてあるノートを使用します。
- ・予定の変更は、事前に知らせるようにします。

行動面での工夫(例)

- ・あらかじめ本人が活躍できる場を用意して、よい行動を促し、上手にできたら褒めるようにします。
- ・落ち着ける場所や物、関わり方等の対応法を、本人と話し合うなどして決め、関係者で共有しておきます。
- ・注意するときは「～してはダメ!」でなく、「～しようね!」と肯定的な表現で具体的に伝えます。

これらの工夫は、その子への適切な実態把握に基づいた、子どもに合った取組にしていけることが重要です。

(3) P T Aにおける取組

各校の取組では、教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備や、相互理解を深める教育活動に取り組んでいます。インクルーシブ教育について理解を深めるための研修・学習会等を積極的に開催するなど、保護者、教職員、地域の大人が、子ども達と一緒に学校や地域の特色・強みをいかした「インクルーシブな学校」をつくっていくという意識で取り組んでいただくようにお願いします。

《 知っていますか 》

－教育相談コーディネーターの配置－

小・中学校、高等学校、特別支援学校等には、教育相談コーディネーターが配置されています。教育相談コーディネーターは、支援を必要とする子どもに対し、子ども・担任・保護者のニーズの把握、ケース会議の運営、関係機関との連絡・調整を行うほか、保護者からの学校における相談窓口としての役割も担っています。

《 知っていますか 》

－特別支援学校の地域におけるセンター的機能－

特別支援学校では、地域の小・中学校、高等学校等に在籍する子どもたちが、必要な支援と適切な指導を受けながら学校生活を送ることができるよう、校内支援体制づくりを支援しています。また、地域の学校等に対して、障がいのある子どもの理解を図るための公開研修等も実施しています。

《 知っていますか 》

－ 学習指導要領 －

文部科学省では、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めており、これを学習指導要領といいます。

○ 学習指導要領のポイント

- ・子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力の確実な育成
- ・よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むための「社会に開かれた教育課程」の実現
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進

－ G I G A スクール構想 －

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、子どもたちの資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することです。整備された1人1台端末を利活用し、子どもたち一人ひとりに応じた「個別最適な学び」と他者との「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていきます。

< 具体的な取組例 >

－ I C T を活用した P T A 活動 －

1 ホームページの活用

（秦野市PTA連絡協議会）

平成31年1月からホームページを活用し、各単位PTAから選出された情報委員が取材・編集した「はだのP連ニュース」を広く発信している。市内の各校の取組や安全・防災等の情報に加え、過去の記事も常時公開し、PTAを身近に感じられる活動となっている。

2 日常の活動に ICT を導入した事例

（県立茅ヶ崎北陵高等学校PTA）

PTA活動を円滑に進めるために、LINEやzoomを積極的に取り入れた。さらに学校の申し出によりPTA総会の資料をホームページに掲載することができた。対面かオンラインかではなく、デジタルとアナログの双方の良さをバランスよく活用した活動を実施している。

《Q.12》家庭・地域の教育力

家庭・地域の教育力の向上にどのように関わったらよいですか。

1 家庭の役割・地域の役割

家庭や地域の果たす役割について共に考え、よりよい教育環境づくりを進めましょう。



(1) 家庭の役割とは

家庭は、すべての教育の出発点です。暮らしの営みをとおして、子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身につけ、家族への信頼感や思いやる心を育む場であり、学校や社会での幅広い学び合いの基盤を築くという、重要な役割を担っています。

また、家庭は心の安らぎや温もりを感じる場であり、子どもたちの人格形成に必要不可欠です。大人が毎日表情豊かに生き生きと生活をしていくことが大切であり、家庭の中でのコミュニケーションを十分に図ることが重要です。

〈家庭で大切にしたいこと〉

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ☐ 子どもの話を聴く | ☐ 生活のリズムをつくる |
| ☐ 「ホッ」とできる居場所にする | ☐ 感動を共有する |
| ☐ 自己肯定感（ありのままの自分を大切に思う心）を育てる | |

(2) 地域の役割とは

地域は、子どもたちが豊かな学びを実感するために欠かせない場です。同世代や異世代との交流をとおして様々な出会いや体験の機会を提供することで、豊かな人間性や社会性を育むことができます。

家庭や学校とは異なる視点で子どもを見つめ、新たな一面を発見してくれる地域は子どもの成長にとって欠かせない存在です。地域の人々との関係を大切にし、地域ぐるみで子どもを育てる教育環境づくりを進めていく必要があります。

2 家庭教育の充実に向けて

PTA活動では、家庭での子育てや教育を改めて見つめ直し、次代を担う子どもを育てることの大切さを共有する機会も得られます。

成人教育委員会などが主催する「家庭教育学級」をはじめとした研修会の意義は大変大きく、保護者として子育てを考える大切な機会となります。こうした機会をより充実させていくことが大切です。

〈家庭教育学級のテーマ(例)〉

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ○心を育てる子どもの食生活 | ○見つめよう！子どもの食と生活リズム |
| ○スマホ等がもたらす危険性 | ○思春期のコミュニケーション |
| ○保健室から見た子どもたち | ○家庭・社会の決まりと子ども・大人 |
| ○子どもの安全を守るために | ○今、私たちにできる防災対策 |
| ○子どもの話を引き出す大人の聴き方・話し方 | |

《 知っていますか 》

－「早寝早起き朝ごはん」国民運動－

平成 18 年 4 月に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、国民運動が全国展開されています。家庭や地域に対して、子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を積極的に推進し、家庭教育の充実を求めていくことも期待されています。子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。



○朝食や夕食を家族と一緒に食べると会話の機会が多くなります。

○食事における団らんは、家庭生活でのコミュニケーションの中心です。

《 知っていますか 》

－持続可能な開発目標（SDGs）－

2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2030 年を期限とする開発目標です。「誰一人取り残さない (no one left behind)」社会の実現を目指し、先進国も含めて国際社会全体で取り組むこととされており、政府組織のみならず社会のあらゆる主体が積極的な役割を果たすことが期待されています。



3 校外生活指導と地域の教育環境の改善に向けて

P T Aは、学校と地域とをつなぐ団体として、学校の教育目標などを理解した上で、子どもたちが心身共に健全に成長するよう、適切な活動を行っていくことが大切です。そして、子どもたちが生活する地域の環境を教育的な視点から改善し、校外における生活の安全を確保する役割もあります。

また、P T Aには、放課後や休日の子どもたちの居場所づくり、地域行事への協力などをとおして“地域の子どもたちを地域で育てる”機運を高め、地域の教育力向上に大きな役割を果たすことが期待されています。

《 知っていますか 》 — 企業等との連携 —

<家庭教育協力事業者連携事業（愛称：かなめ）>

事業者に家庭教育支援の取組を行っていただいたり、県教育委員会作成の啓発資料を保護者である従業員に配付していただいたりするなど、県教育委員会では、事業者と連携・協力して家庭教育の支援を推進する事業〈家庭教育協力事業者連携事業（愛称：かなめ）〉に取り組んでいます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/jigyosyarenkei.html>



<企業等による教育プログラム提供事業>

企業等が、それぞれの特色を活かし、子どもたちの健全成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム」を実施しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/kigyouto.html>



《 知っていますか 》 — 様々な家庭教育支援 —

県教育委員会では、次のような様々な家庭教育支援を行っています。

○相談窓口紹介カード(悩みを抱える子どもたちや育児不安で悩む保護者に対しての昼間、夜間の電話相談機関の紹介)の配付

○家庭教育の要点を示した「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/sukoyaka.html>



各市町村でも、家庭教育に役立つ情報提供や相談に応じる窓口を設け、また、教育委員会や公民館等で家庭教育に関する様々な学習機会の提供を行っています。

《Q.13》PTAと地域との連携

地域と連携した活動を行うにはどのようにしたらよいですか。

子どもたちの健全育成のために、連携や相談が可能な機関等を把握し、地域で子どもを育てる取組をしましょう。

1 地域との連携を進めるにあたって

子どもたちの健全育成に、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を踏まえた上で地域ぐるみで取り組む必要があります。そして、学校と最も密接な協力関係にあるPTAには、家庭・地域・学校を結ぶ架け橋としての役割が期待されています。

PTAが地域や学校と連携する活動の一つとして、地域学校協働活動や地区懇談会があげられます。

各活動や会議で話し合った内容が家庭・地域・学校の活動に反映するように、PTA広報等で会員に知らせるようにしましょう。

さらに、PTAが窓口になることにより、隣接したこども園・幼稚園・保育所の保護者会や小・中・高等学校等のPTAとの連携なども可能になります。

【連携や相談が可能な機関】

- 地域の身近な団体：自治会、スポーツ協会、婦人会、母親クラブ、商店会、青少年協会、国際交流協会、防犯協会、交通安全協会、おやじの会※、民生委員・児童委員、社会福祉協議会
- 青少年の健全育成のための指導者・団体：青少年指導員、子ども会、地区育成会
- 行政機関：県、市町村、教育委員会、教育事務所、警察署
- 地域の身近な施設：公民館、図書館、美術館、博物館、生涯学習情報センター、コミュニティセンター など

※県内だけでなく全国各地で、数多くの「おやじ(親父)の会」が発足しています。インターネットにも「おやじ(親父)の会」のホームページが多数開設されており、それぞれの活動の様子を知ることができます。

2 地域との連携による活動の例

子どもたちの生活圏である地域の環境は、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼします。環境をよくすることは、子どもたちの健やかな育成に結びつく重要な取組の一つです。具体的には次のような活動が考えられます。

【明るい環境づくり】

- あいさつ運動
- 清掃美化運動
- 地域の落書きの除去（ペンキ塗り）
- 社会環境健全化推進街頭キャンペーン

【安全な環境づくり】

- 通学路の整備
- 安全・防犯パトロール
- 危険箇所の点検・マップづくり
- 緊急避難場所(子ども110番の家)の設置

PTAが他の団体と連携しながら地域ぐるみで活動することで、地域の子どもを地域で育てることが可能になります。

〈具体的な取組例〉

1 「ゴミポイ捨て防止啓発運動」

（厚木市立依知南小学校PTA）

金田交差点（金田陸橋）は朝夕問わず非常に交通量が多く、交差点で信号待ちをしている車両から飲み物等の空き缶やゴミ等が投げ捨てられていた。こうした状況を改善するため、道路利用者へのモラルやゴミポイ捨て防止の意識向上を図ることを目的として、依知南小学校PTAと金田上部自治会が主催者となり、依知南小学校児童、国土交通省横浜国道事務所、厚木警察署、厚木市が協力して環境美化への啓発活動を実施した。金田陸橋下の管理用ネットフェンスに依知南小学校児童・保護者がゴミポイ捨て防止啓発ポスターを掲示し、みんなで道路清掃を行った。

2 地域学校協働本部との連携

（県立あおば支援学校PTA）

地域学校協働推進員と連携して、保護者交流会を毎年開催している。講師として卒業後の暮らしを知る卒業した保護者をお招きするにあたり、地域や卒業生との繋がりを持つ地域学校協働推進員が講師選びから依頼まで協力してくれた。その他にも地域学校協働推進員が、役員の相談に乗ったり卒業後の連絡窓口になったり地域からの需要を繋げたりと、学校、保護者、地域のつなぎ役となることで、地域学校協働本部とあおばの会がよりよい連携を図ることができている。

《 知っていますか 》

－ 地域学校協働活動推進員、コーディネーター－

学校と地域(ボランティア)とをつなぐ地域学校協働活動推進員、コーディネーターは、学校や地域と一緒に活動をつくり、調整する役割を担っています。地域学校協働活動推進員、コーディネーターがいることで、教職員やボランティアのとまどいが少なくなり、活動が円滑になると同時に、活気のある充実したものになるでしょう。

○地域学校協働活動推進員、コーディネーターの主な活動

- ① 受けとめる …学校のニーズやボランティアの思いを受けとめます。
- ② 知らせる …学校が必要としているボランティア情報などを伝えます。
- ③ つなぐ …学校のニーズとボランティアの希望を調整します。
- ④ 支える …学校の教職員やボランティアからの相談を受けます。
- ⑤ ふりかえる …よりよい活動となるよう、活動後にふりかえりをします。

○コーディネーターとして心がけたいこと

- ・ ボランティアに心得・約束事を知ってもらいましょう。
- ・ ボランティアと教職員が話せる雰囲気をつくりましょう。
- ・ 地域学校協働活動推進員、コーディネーターも一緒に活動しましょう。
- ・ 次の活動につながるよう、活動後には声かけをしましょう。
- ・ 問題点は一緒に解決できるよう、両者にきちんと伝えましょう。
- ・ 知り合いを増やしていくことを心がけましょう。

◆ ハンドブック「つなごう！つながろう！地域と学校」

県教育委員会生涯学習課では、平成30年3月に「地域学校協働ボランティアハンドブック」を作成し、令和7年3月に改訂しました。帝京大学の佐藤晴雄先生監修のもと、作成されたもので、地域ボランティア向け、学校向け、地域学校協働活動推進員やコーディネーター向け、そして、県内の事例紹介の4部構成になっています。それぞれ重要なポイントがコンパクトにまとめられていますので、ぜひ研修等でもご活用ください。なお、ホームページからもダウンロードできます。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/tiikikyoudouvhb.html>



《 知っていますか 》

ーコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）ー

学校と保護者や地域住民などが共に知恵を出し合い、学校運営に対する当事者意識を分かち合うことで、一緒に参画・協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めるしくみをもった学校のことをいいます。

学校運営協議会の委員に保護者代表・地域住民、地域学校協働活動推進員などが入り、地域と学校が対等な立場で、連携・協働して学校運営を行うというコミュニティ・スクールが増えてきています。

[コミュニティ・スクールの主な3つの機能]

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5】

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

- ・ 学校がチームとして教育力・組織力を発揮するとともに、学校と地域が適切に役割分担をしながら、それぞれが主体的に取り組を進めることで、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現が可能になります。
- ・ 平成 29 年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることをめざし、学校運営協議会の設置が努力義務化されました。
- ・ 県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校については、すべての学校がコミュニティ・スクールとして学校運営協議会を設置しています。



《 知っていますか 》

－ 個人情報の取扱いの注意 －

◆ 個人情報を扱う全事業者が個人情報保護法の対象です

平成 29 年 5 月 30 日以降、取り扱っている個人情報の数に関わらず、個人情報を扱うすべての事業者が個人情報保護法の適用対象となりました。

取り扱う事業の内容が営利か、非営利かは問わないため、P T A も個人情報保護法の対象になります。

個人情報(氏名、電話番号、住所等)を取り扱っている場合は、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の取扱いが求められます。

個人情報保護法のルール

個人情報は利用目的を定めて、その範囲内で利用する

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。また、特定した目的は本人に通知、又は公表する必要があります。

情報の漏えい等が生じないように安全に管理する

紙の名簿は鍵のかかる引き出しで保管し、パソコン上の名簿には パスワードを設定するなど、個人情報を安全に管理する必要があります。

紛失や転売等されないように注意することも重要です。

個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得る

例外として、同意がなくても提供できるのは、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産を守る場合などに限定されます。

本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、利用停止等をする

個人情報の取扱いに関する問合せ、苦情等にきちんと対応する必要があります。

参考：個人情報保護委員会 FAQ
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/contact/>



個人情報保護委員会 個人情報保護法 相談ダイヤル
03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

< 生徒等の個人情報を取り扱う際の注意事項 >

・どんな個人情報でも扱っていいの？	➡収集する個人情報は特定し、最小限に！
・どんな目的で扱うの？	➡個人情報を集める際、あらかじめ利用目的を明示しましょう。
・個人が特定できる写真や個人情報は使っても大丈夫？	➡必ず、本人、保護者に承諾を得て使用しましょう。
・個人が特定できない写真や個人情報は使っても大丈夫？	➡承諾を得ずに使用できます。
・利用者(見た人)が個人情報を勝手に使ってもいいの？	➡個人情報の目的外使用、二次利用の制限について周知を！
・PTA での個人情報の扱いが、学校と違っていいの？	➡学校との共通理解(学校の情報の扱いとの整合性)が必要です。

◆ 会員間での連絡方法について

< 必要なことは？ >

○会員の情報が悪用されるなど、個人の不利益にならないような配慮が必要です。そのために、会員個人の連絡先の取扱いについて確認事項を定めておくことが大切です。

連絡先を交換する(メーリングリストを作成する)にあたって

- ・利用目的を特定する。
- ・必要以上に情報を収集しない。
- ・必ず本人の同意を得る。

利用にあたって

- ・目的以外に利用しない。
- ・第三者に提供する場合は、原則、本人の同意を得る。
- ・個人情報の漏えい防止のために適切な措置を講じる。

※個人情報を取り扱う作業を行う場合は、資料を校外に持ち出さなくてすむように、学校内で行うようにしましょう。

※各学校のPTAで、PTA会則(規約)等への個人情報の取扱いに関する規則の追加、または、「個人情報取扱規則(仮称)」等の作成を検討しましょう。

参考：文部科学省ガイドライン「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」

第3章 子どもを守るために大事なことで何だろう？

《Q.14》食生活や生活習慣に関する課題

食生活や生活習慣に関する課題にはどう取り組んだらよいですか。

近年、食生活を取り巻く環境の変化などに伴い、子どもたちの「運動」「食事」「休養及び睡眠」の基本的生活習慣の乱れが指摘されています。この3つは密接に結びついており、学力や体力、気力等の低下要因の一つになっているともいわれ、今日的課題としての対応が求められています。

1 子どもの食生活や生活習慣の課題について

子どもの食生活や生活習慣には、偏った栄養摂取、朝食の欠食、孤食などの食生活の乱れや肥満傾向の増大、過度の痩身など、様々な課題が見られます。生活習慣病と食生活との関係も指摘されています。

食生活の問題への取組は国民的課題であり、本県でも食育推進計画「食みらいかながわプラン」を策定し、県民運動として食育の取組を推進しています。令和5年度からは、第4次食育推進計画のもと、さらに食育の取組を進めていきます。

【朝食の摂取状況】

(無回答あり)

	毎日食べる	食べる日の方が多い	食べない日の方が多い	ほとんど食べない
小学生	86.7%	10.0%	2.5%	0.8%
中学生	76.2%	16.1%	4.3%	3.4%
高校生	69.2%	17.0%	8.0%	5.8%

【就寝時刻】

(無回答あり)

	8時前	8時～10時	10時～12時	12時すぎ
小学生	1.8%	62.9%	33.0%	2.3%
中学生	0.6%	13.4%	65.0%	21.0%
高校生	1.1%	1.8%	42.4%	54.6%

「令和4年度食生活に関する調査」(神奈川県)より

「令和4年度食生活に関する調査」では、朝食を食べない理由として小学生、中学生は「おなかがすいていない」、高校生は「食べる時間がない」が最も割合が高い結果となりました。また、就寝時刻の調査から子どもたちの生活が夜型になっていることがうかがえます。

なお、朝食を食べない子どもは、食べる子どもと比べると就寝時刻が遅いというデータが出ています。

【睡眠時間：毎日、だいたい何時間くらい寝ていますか】（無回答あり）

	10時間以上	9時間	8時間	7時間	6時間	6時間未満
小学生	11.4%	40.6%	30.6%	11.3%	4.3%	1.8%
中学生	2.1%	8.7%	29.2%	34.4%	17.5%	8.2%
高校生	1.4%	1.3%	9.8%	31.2%	35.9%	20.5%

「令和4年度食生活に関する調査」（神奈川県）より

睡眠は成長期の子どもには必要不可欠です。成長ホルモンは寝ているときに集中的に分泌されます。睡眠時間が不足しがちになると、学習能力や体の抵抗力の低下を招くだけでなく心の抵抗力も弱まり、「やる気がでない」「イライラする」など、情緒形成への悪影響も懸念されます。

これらのことから、子どもを取り巻く生活習慣について考えていくことが大切です。

2 問題の解決に向けた取組

(1) 家庭における取組

①食生活の改善

学校での食に関する指導は、給食の時間はもとより、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動といった学校の教育活動全体で行われています。

学校で学習したことを家庭で実践したり、子どもからの食の情報を食卓での話題にしたりすることで、望ましい食生活について学校と家庭で共に考えていくことが大切です。

<子どもたちと食との関わり>

- 朝食や夕食を子どもだけで食べる割合が多くなっています。
- 食事の手伝いをする時間が極めて少ない状況です。
- 「食べる」ことが中心で、日常の中で食材にふれる機会が少なくなっています。
- 外食やフードデリバリーサービスの普及により食の環境も変化してきています。



<望ましい食習慣につなげるために>

－親子による食事づくりの必要性－

- 親子による食事づくりは、子どもが食物の生産過程や調理、かたづけの方法を学ぶことにつながります。
- 子どもたちが「楽しい」と感じながら責任をもって活動でき、様々な知恵や生活実践力を高めることにもつながります。

②その他の生活習慣の改善

大人自身の生活習慣の乱れ

影響

子どもの生活習慣の乱れ

- 夜遅くに子どもを連れて外出していませんか。
- 子どもの就寝時刻より親の都合を優先していませんか。
- 朝起きることができず、子どもと共に朝食を欠食していませんか。

大人は、気づかぬうちに自分たちの生活リズムを子どもにも押しつけていることがあります。

また、最近の子どもたちは忙しい上、携帯型ゲーム機、スマートフォン・携帯電話、インターネットなどの普及により、家の中で過ごす時間が増え睡眠時間が不足する傾向にあり、運動する機会も減少しています。

<子どもの生活習慣を確立するために>

－家庭での取組の重要性－

- 子どもだけに正しい生活習慣を身につけさせるということではなく、大人自身の生活習慣も見直しましょう。
- 家族みんなで話し合い、できることから実行していこうとする姿勢をもち、望ましい生活習慣の獲得に向けた約束を決めましょう。

○「生活習慣の見直し」について、家庭と学校で共に考え、協力していきましょう。

こうした小さな積み重ねが、子どもたちの「生活習慣」として身についていきます。そして、「運動」「食事」「休養及び睡眠」の基本的生活習慣が徐々に改善されていくことで、体力の向上、生涯にわたる未病の改善などにもつながっていきます。

※神奈川県では、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念を「未病」としています。

～しっかり朝食、たのしく運動、テレビはひかえて、ゆっくり睡眠～

○県教育委員会では、子どもたちが運動習慣や食事、睡眠といった生活習慣の見直し・改善を図ることができるよう、家庭・地域・学校が連携した「子どもの体力向上」をめざしています。

(2) P T Aにおける取組

○子どもたちの現状等を多くの保護者に理解してもらうこと

○懇談会や家庭教育学級など、様々な機会をとらえて話し合うこと

「親子で食習慣や生活習慣をどのように見直していったらよいのか」

「子どもたちにどのような力を身につけさせたらよいのか」 など

○広報等をとおして地域にも幅広く呼びかけるなど、地域一丸となった取組を進めていくこと

《 知っていますか 》

－ 3033（サンマルサンサン）運動で未病改善－
くらしに運動・スポーツの習慣を！

県では、運動やスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を営むことができるように、1日30分、週3回、3ヶ月間継続して運動やスポーツを行い、くらしの一部として習慣化する3033運動を推進しています。

1日30分・週3回・3ヶ月間の運動・スポーツで、あなたのからだが

“ヨミガエル・ミチガエル・ワカガエル！”

詳しくは3033運動のホームページをご覧ください。



《Q.15》情報メディアの正しい活用法

情報メディアを、どのように活用すればよいでしょうか。

1 インターネット利用にかかわる問題点

インターネット端末(スマートフォン・パソコン等)の使用方法によっては、ネット依存になったり、SNS（ソーシャルネットワークサービス）や有害サイト、出会い系サイト等を通じて犯罪に巻き込まれたりすることがあります。また、個人情報悪用されたり、嫌がらせやいじめに発展することもあります。

- ネット依存…スマートフォン等で SNS やオンラインゲーム等に夢中になってしまい、睡眠不足等の体調不良や学力低下、生活習慣の乱れを引き起こすような依存状態の子どもが増えています。
- ネット上のいじめ…SNS 等は子どもたちの情報交換の場として誰でも匿名で書き込みができるため、誹謗中傷（いじめ）や児童・生徒間の暴力行為などのトラブルへ発展する場合があります。
- 個人情報の公開…SNS 等に住所、生年月日、学年等の個人情報や顔写真も公開できることから、個人情報がインターネット上に流出して悪用され、出会い系サイトを通じた性被害や犯罪に巻き込まれる危険性があります。また、他人が本人に成りすまして、不適切な情報が掲載される場合もあります。また、SNS の投稿から個人情報流出のリスクもあります。
- プライバシーの侵害…撮影した動画や写真を SNS や動画共有サイト上に投稿すると、肖像権や他人のプライバシーの侵害や、投稿者の意に沿わない使われ方をされたりすることもあります。
- 著作権の侵害…著作権とは「著作物を公正に利用すること」「著作物の権利を保護すること」「文化の発展に貢献すること」を目的としています。さまざまな権利が認められており、これらを侵害すると「著作権法違反」となります。
- 高額請求…無料と表示されているゲームサイトにおいて、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまう、長時間のスマートフォン等の利用で高額な通信料の請求につながる等の事例が増えています。

○闇バイト…目先の利益にとらわれ、いわゆる「闇バイト」に安易に応募してしまい、重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっています。

《 知っていますか 》

－ SNS による性被害に遭わせないために －

警察庁の統計によると、SNS に起因する犯罪被害児童数は、全国的に年々増加する傾向にあり、その中でも性被害に遭うものがほとんどを占めています。被害を防ぐためには、子どもたちへの SNS の正しい利用について家庭内においても話し合うことが大切です。

2 携帯電話等を正しく活用するために

(1) 家庭における取組

- 持たせないことも一つの選択ですが、持たせるかどうかは年齢ではなく「必要性」で考えましょう。
- 持たせる場合、フィルタリングを設定することは、子どもを守るための最低限の防衛手段です。
(法律及び神奈川県青少年保護育成条例により、「機能制限や機能限定」などのフィルタリングに関するルールが設けられています。p. 74 参照)
- 保護者と子どもでルールを決め、保護者が日ごろから、使い方や利用料金、利用プラン、利用明細などを確認し、子どもの携帯電話等の使用状況に対して関心をもつことが大切です。
- 子どもたち一人ひとりにやってよいこと、悪いことを理解させ、「悪いことはやらない」という気持ちをもたせることが大切です。

(2) P T A における取組

○企業協力による携帯電話教室の開催

携帯電話会社の協力により、保護者対象の「携帯電話教室」を実施しています。P T A 単位での派遣依頼にも応じていますので、各学校にお問合せください。

《 知っていますか 》

－生命（いのち）の安全教育－

「生命（いのち）の安全教育」とは、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。

県教育委員会では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、各学校における「生命（いのち）の安全教育」の実施を働きかけています。

子どもの異変に気付いたり、子どもから性暴力に関する相談を受けたりした場合は、子どもの気持ちにしっかりと寄り添ってください。

例)

●絶対に子どもを責めない

話を疑ったり、否定したりせず、子どもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。

●根掘り葉掘り聞かない

子どもの気持ちは受け止めつつ、被害の状況等の事実関係については、質問を重ねたり、話を誘導したりすることのないようにして、できるだけ早く専門家や支援機関に相談しましょう。

◆「生命（いのち）の安全教育について ～保護者のみなさんへ～」

https://www.mext.go.jp/content/20210805-mxt_kyousei02-000014005_2.pdf



《 知っていますか 》

－ 犯罪実行者募集情報(いわゆる「闇バイト」)について－

SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせず、著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪者の実行者を募集する投稿が掲載されています。

実際に犯罪に加担してしまうと逮捕されることになりますので、絶対に手を出さないでください。

- 1) どんなツールから始まるの? : X、Instagram、Facebook、iMessage、ジモティー、先輩・友人等の紹介等
- 2) 「闇バイト」につながるキーワード: 「高額収入」「高額バイト」「1件●万～」、「ホワイト案件」「リスク無し」「詳しくはDM」「学生可能」「海外で儲かる仕事」等⇒ほかの業務では考えられないような高額な報酬、業務内容が不明確、要求される資格や経験が不問に注意!
- 3) 「闇バイト」を始めるきっかけ: お金が欲しくて
⇒安易な気持ちで犯人に「自分の身分証明書、顔写真」「家族等の個人情報」「自宅付近を動画で撮影」「銀行口座・名義・口座番号」等個人情報を教えると、逃げられないように脅されたりします!
- 4) 「闇バイト」ってどんなことをするの: 特殊詐欺の「受け子(現金を受け取る)」、「出し子(現金を引き出す)」、強盗等
- 5) 「闇バイト」をしたら: 警察に逮捕されます。
(鑑別所、少年院送致等)

もしも、「闇バイト」に関わってしまった、友人が関わっているかもしれない等があれば、躊躇することなく警察に相談をしてください。

《 知っていますか 》

－ 保護者の皆様も、特殊詐欺に注意!－

特殊詐欺被害は高齢者だけだと思いませんか? 最近、携帯電話にかかってくる警察官を装う犯人に、だまされてしまう40代や50代の方が増えています。警察がSNSに逮捕状をアップしたり、新しく口座を作るように指示し、預貯金の調査名目といってお金を送金させたりすることは絶対にありません!

不審な電話は必ず警察に相談をしてください。

《Q.16》いじめ問題・暴力行為等への取組

いじめ問題や子どもたちによる暴力行為等にはどのように取り組んだらよいですか。

1 いじめ・暴力行為等による問題行動について

いじめは、一定の人的関係のある者が、心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。具体的には、冷やかし、悪口、嫌なことを言われる、仲間はずれや無視をされる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、金品をたかられる、隠されたり盗まれたりする、嫌なことや恥ずかしいことをさせられたりする等の行為をさします。近年、児童・生徒のスマートフォンの所持率が高くなり、ネット利用は社会生活の中でなくてはならないツールとなっています。その一方、いじめの態様の中でいわゆる「ネットいじめ」の認知件数は増加傾向です。SNS等におけるネット上のトラブルを防ぐため、学校での情報モラル教育だけでなく、家庭内のルールづくり等について充実を図ることも重要です。ICT機器活用のルールについては発達段階に応じて、見直ししながら、児童・生徒と一緒に考えてください。いじめは人権に関わる重大な問題であり、子どもの心身の健全な成長や人格の形成に影響を与える大変深刻な問題です。このような状況を踏まえ、国や自治体、学校等がいじめ防止に取り組む責務を定めた「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行されています。

これを受けて本県では「神奈川県いじめ防止基本方針」を策定（平成29年11月改定）し、各学校は、国・県・市町村の基本方針を参考として「学校いじめ防止基本方針」を策定していじめ防止を推進する体制づくりに取り組んでいます。

子どもたちによる暴力行為も問題になっています。家庭内や校内での暴力や喧嘩などの暴行・傷害により被害者が出ています。また、令和5年に県警察に検挙・補導された非行少年の数は1,685人で、「万引き」や「自転車盗」、「オートバイ盗」等の犯罪が増加しています。

こうした問題行動の背景としては、コミュニケーションや自分の感情をコントロールするスキルなどが、身につけていない傾向があることも増加の一因と考えられます。

神奈川県の公立学校におけるいじめの認知状況（令和5年度）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
認知件数	36,885件	7,058件	224件	107件

「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」（神奈川県教育委員会）より

神奈川県における*初発型非行の検挙人員(令和5年)

万引き	自転車盗	オートバイ盗	*占有離脱物横領
209人	146人	71人	96人

* 初発型非行とは、初期段階の少年非行といわれる万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領をいう。

* 「占有離脱物横領」とは、落とし物や忘れ物、放置自転車など、持ち主から離れた物品を横領する行為をいう。

「少年非行の概要」(神奈川県警察本部)より

2 問題の解決に向けた取組

(1) 家庭における取組

- ①善悪の判断力や正義感、思いやり、勇気などの心を家庭でしっかり育てましょう。日ごろから、保護者が自分自身の生活態度を見直し、子どもとしっかり向き合い、人としてのあり方・生き方を示すことが重要です。
- ②家庭が愛情と信頼で結ばれ、子どもにとって安らぐことのできる「心の居場所」であるようにしましょう。日ごろから、家庭での会話を十分に交わし子どもの気持ちを理解すると共に、子どもの自尊感情・自己肯定感を高めるようにしましょう。また、子どもの日常生活に気を配り、子どもが発する危険信号や変化を敏感にとらえるようにしましょう。
- ③子どもが発するSOSや変化に気づけるようにしましょう。
いわゆる「ネットいじめ」は、インターネットがもつ匿名性から安易に書き込むことができるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなってしまうことが考えられます。子どもがSNS等の書き込みを気にするようになった、スマートフォンの使い方が変わったなどの変化に気づけるよう、日頃から見守っていきましょう。

(2) P T Aにおける取組

- ①問題への認識を深めましょう。会員が共通した認識をもち、いじめ・暴力行為等を未然に防ぐために、PTAで保護者会や研修・学習会等を開催しましょう。児童・生徒が参加し、保護者と子どもが対話できる形式を取り入れることも効果的です。
- ②「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示しましょう。
学校をはじめとする関係各機関と「いじめは絶対に許さない」という共

通の姿勢をもつことが大切です。いじめの解決に向けて周囲が協力して取り組んでいきましょう。

- ③大人のモラルを高めましょう。保護者の規範意識を高めていくと共に、子どもたちの「善悪の判断」や「思いやりの心」の育成や、子どもたちを取り巻く社会環境の健全化の取組を積極的に進めましょう。
- ④いのちを大切にすることを心がけましょう。豊かな自然・生活体験の場をととして、自己肯定感を育み、かけがえのないいのちについて考える機会を設けましょう。
- ⑤学校や行政、地域社会の関係機関と連携・協力して、子どもたちの校外での生活指導を充実させ、問題の解決を図りましょう
- ⑥家庭や地域の教育力を高めることを目的にして行われる研修や講演会などに参加し、いじめ・暴力行為等の未然防止に向けた取組を推進しましょう

《 知っていますか 》



県教育委員会では、子どもたちのいじめや暴力行為などの未然防止のために、家庭や地域の大人たちと積極的にコミュニケーションを図り、子どもの“育ち”を応援する取組みを推進しています。

かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブコンセプト

子ども 学校 地域 三つのスマイル

学校や地域に子どもの笑顔があふれるよう

Support 子どもの育ちを支援するため、思いやりのある関わりを深めます。

Magnet みんなの笑顔のために地域がつながり、行動の輪を広げます。

Interest 子どもの育ちに関心を持ち、子どもたちと共に学びます。

Life 一人ひとりの絆を深め、互いのいのちを守り、育みます。

Enjoy 子どもの活動を支えながら、大人も楽しんで取り組みます。

めざす理想像

子どもたちと家族・地域の大人たちとの様々な交流やコミュニケーションの機会を充実させ、自己肯定感・規範意識を醸成し、子どもたちが笑顔になるとともに、子どもに関わりを持つ全ての大人や地域に笑顔があふれます。

たとえば
こんな時、
こんな場所で



通学



お手伝い



運動会



お祭り



ボランティア

自分から
☒あいさつ ☒ほめる
☒ほめる ☒しかる
していますか？

HP <https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370184/>

かながわ子どもスマイル (SMILE) ウェーブ

検索

※詳しくは県の
ホームページへ

神奈川県いじめ防止基本方針～いじめ対策の基本理念(概要)～

- ・いじめに対する認識を社会全体で共有します。
- ・地域全体で子どもを見守るために家庭や地域・関係機関と連携します。
- ・教育活動全般を通じていじめ防止に取り組みます。
- ・「いのち」を大切に、いじめをしない心を育む教育を進めます。
- ・心の通う絆づくりや居場所づくりにつながる学級・集団を形成します。

平成 29 年 11 月改定 神奈川県教育委員会

HP <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/f530779/p1189930.html>

※詳しくは県のホームページへ



かながわ元気な学校づくり生徒宣言

私たちは仲間を大切に、いじめや暴力行為を許しません！

一人ひとりが自分らしく、お互いを理解し、認め合い、誰もが楽しい学校生活を送ることができる「元気な学校」をつくりあげるために、次の3つのことを宣言します。

- 1 相手や自分のことを大切に、笑顔や優しさを絶やさず、お互いを認め合い、高め合う関係を築きます。
- 2 仲間や先生方と積極的にコミュニケーションを図り、主体的に授業、部活動、生徒会活動や学校行事などに取り組みます。
- 3 先生、保護者や地域の方など、私たちを支えてくれている様々な人とのつながりを大切に、みんなで協力し合って学校・地域を笑顔にします。

～ かながわ元気な学校づくり 統一スローガン ～

**広げよう！つながり、笑顔、コミュニケーション
みんなの一步が全ての始まり**

この宣言とスローガンを神奈川県の全ての学校の仲間に広め、私たち一人ひとりの力を結集して、笑顔があふれる「元気な学校」をつくりあげるために、みんなで実行していくことを誓います。

平成 24 年 3 月 21 日

かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会※
～明日につなげよう！私たちができること～

※県内の国公立中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の生徒代表者が一堂に会した総会

《 知っていますか 》

－いのちの授業－

神奈川県の公立幼稚園（一部、認定こども園を含む）・公立小中高等学校では、いのちの大切さの学びを深める「いのちの授業」に取り組み、家族、友人など他者への思いやりや自分を大切にする心を育むとともに、いじめ・暴力行為などの防止を推進しています。

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、かながわを担う人づくりを進めるため、各学校では、各教科、道徳の時間、総合的な学習の時間、食育やキャリア教育など、あらゆる教育活動を通して、「いのちの授業」を展開しています。

《 知っていますか 》

－24時間子どもSOSダイヤル－

- ・いじめをはじめとして広く子どもの困りに関する悩みや相談に幅広く応じています。
- ・幼児から18歳くらいまでの子どもや、その保護者が対象です。
- ・匿名で相談できます。

TEL:0120-0-78310

－中高生SNS 相談@かながわ－

無料通信アプリ「LINE」を活用し、中高生からの様々な悩みの相談を受けています。

※相談窓口について（総合教育センター）

HP：<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/sodan/index.html>



《Q.17》不登校やひきこもりに関する課題

不登校やひきこもりにはどのようなサポートが必要でしょうか。

1 不登校やひきこもりの状況

(1) 不登校

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）にあること」とされています。不登校は、取り巻く環境によっては、どの子どもにも起こりうるものであり、問題行動ではありません。

神奈川県内の令和5年度不登校の児童・生徒の数は、公立小学校が9,590人、公立中学校は14,039人で合計23,629人でした。（前年比3,306人増）

不登校の児童・生徒について把握した事実(令和5年度)

小 学 校		中 学 校	
1	不安・抑うつ相談があった。 2,798件	1	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。 3,932件
2	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。 2,648件	2	不安・抑うつ相談があった。 3,615件
3	生活リズムの不調に関する相談があった。 2,248件	3	生活リズムの不調に関する相談があった。 2,877件

「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」（神奈川県教育委員会）

(2) ひきこもり

ひきこもりとは、様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことをさします。（厚生労働省「ひきこもり対応ガイドライン」より）

不登校が長期化し、その後、ひきこもりとなる場合もありますが、ケースによって違いがあります。子どもが学校への登校を渋ったとき、まず、子どもの気持ちを聞いてあげることが大切です。そして、学校の担任の先生と連携を図り、不安を取り除くなど子どもの状況に合った対応が必要です。不登校の短期・長期化に関わらず、いずれにしても関係機関に相談することが大切です。（p. 60、61参照）

2 不登校やひきこもりの児童・生徒へのサポート

(1) P T A ・ 家庭でできること

不登校は、多様な要因・背景などにより、結果として不登校になっている状態で、その行為を「問題行動」と判断してはいけません。不登校の子どもやその家族は、「行きたくても行けない」現状に苦しみ、繊細な気持ちになっている場合があるので、学校や社会が、家庭や子どもに寄り添い、共感したり、受け入れたりして互いを支え合う雰囲気を作ることが大切です。

(2) 県 の 取 組

県教育委員会とフリースクール等が連携・協働し、不登校で悩む児童・生徒や保護者を対象に、一人ひとりの自立や学校生活再開に向けた支援を行っています。

令和7年度の実施予定を紹介します。

【県教育委員会とフリースクール等による不登校相談会】

○対 象 不登校や進路で悩んでいる児童・生徒、保護者等

○内 容 ・不登校経験者による座談会 ・個別相談

○実施時期 ・第1回(6月) ・第2回(1月)

<問合せ先>教育局支援部子ども教育支援課 (045)210-8292

【フリースクール等見学会】

○対 象 不登校や進路で悩んでいる児童・生徒、保護者、教職員等

○内 容 フリースクールごとに異なります。

○実施時期及び会場

・フリースクールごとに異なります。

<問合せ先>教育局支援部子ども教育支援課 (045)210-8292

【不登校児童・生徒、高校中退者等のための不登校相談会・進路情報説明会】

○対 象 不登校や進路で悩んでいる児童・生徒、高校中退者、保護者等

○内 容 進路情報の提供及び個別相談

○実施時期及び地区 (8～10月)

・横浜地区 ・川崎地区 ・相模原地区 ・横須賀・三浦地区

・県央地区 ・県西地区 ・湘南・中地区

<問合せ先>教育局支援部子ども教育支援課 (045)210-8292

【不登校対策自然体験活動事業「きんたろうキャンプ」】

不登校や友人関係などの悩みを抱える児童・生徒（小・中学生）、保護者を対象に、野外活動・自然体験活動を通して、今後に向けた「次の一步」（日常生活の見直し・学校生活の再開・社会的な自立等）を踏み出すためのサポートを行っています。



<問合せ先> 県立足柄ふれあいの村 (0465)72-2040
(きんたろうキャンプ専用ダイヤル)

(3) 相談機関

不登校についての相談機関としては、学校をはじめ各市町村教育委員会の教育相談窓口や教育支援センター(適応指導教室等)、県立総合教育センター教育相談センター、かながわ子ども・若者総合相談センター、神奈川県ひきこもり地域支援センターなどがあります。

また、各地域の保健福祉事務所(保健所)では「こころの健康相談」を、県精神保健福祉センターでは「こころの電話相談」を行っています。

<かながわ子ども・若者総合相談センター>

子どもや若者(おおむね39歳まで)のさまざまな悩みについての総合相談窓口です。

○相談専用電話 (045)242-8201
○相談時間 9:00～12:00、13:00～16:00
(月曜日と年末年始を除く)

<神奈川県ひきこもり地域支援センター>

年齢を問わず、県内に在住のひきこもりでお悩みの方や家族等の相談窓口です。

○相談専用電話 (045)242-8205
○相談時間 9:00～12:00、13:00～16:00
(月曜日と年末年始を除く)

<神奈川県西部青少年サポート相談室（神奈川県西部ひきこもり相談窓口）（県とNP0の協働事業）>

子ども・若者の居場所支援・就労支援などを行うNP0が運営する県西部の相談窓口です。ひきこもりでお悩みの方の相談もお受けしています。

○相談専用電話 （0465）35-9527

○相談時間 10:30～12:00、13:00～16:00

（土日祝日と年末年始及びその他休業日を除く）

《 知っていますか 》

－ 若者の職業的自立に向けた支援 －

「仕事が長続きしない」「自分に合っている仕事がかんがえられない」などの悩みを抱える若者を支援しています。

専門相談員が、相談者と共に一人ひとりに合ったプログラムをつくり、就労に向けて後押しします。

●神奈川県西部地域若者サポートステーション
(0465)32-4115

<http://kanagawa-nishi-supposta.com/>

< 月曜～金曜10時～17時 土曜は月1回開所 >



●神奈川県中央地域若者サポートステーション
(046)297-3067

<https://県央サポステ.jp/>

< 月曜～土曜10時～17時 >

（祝祭日及び年末年始を除く）



《Q.18》喫煙・飲酒・薬物乱用に関する課題

喫煙・飲酒・薬物乱用防止にはどのように取り組んだらよいですか。

喫煙と飲酒は生活習慣病や心の健康と密接に関わると共に、未成年の行為としては法律にふれる問題です。我が国では、未成年への防止対策としてtaspo（タスポ）や酒パスカードが導入されましたが、依然として中・高校生の補導者が後を絶たず、早い時期からの防止の取組が重要になっています。

また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を及ぼす問題です。

1 喫煙・飲酒問題について

心身の発育・発達の著しい小・中学生にとって、喫煙・飲酒の影響は非常に大きいものがあります。たばこの煙の中には、4,000種類以上の化学物質が含まれ、その中には、発ガン性や毒性の強い物質が含まれています。また、たばこの煙は周りの人にも影響を与え、様々な健康障害も引き起こします。このため、子どもに対する周囲の大人の配慮が必要となります。

青少年期に飲酒が続くと、脳や肝臓などの臓器に影響が及び、高血圧、糖尿病などの生活習慣病を起こす危険性が高くなります。

また、喫煙・飲酒の習慣により、さらに危険な薬物へと進んでいく恐れも指摘されています。そのため、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境整備を目的とした、神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（p.77参照）が、平成19年7月1日に施行されています。

2 薬物乱用問題について

情報社会の進展等に伴い、青少年を取り巻く薬物乱用の問題は、今まで以上に身近な存在になってきています。特に、若年層による大麻の乱用が深刻な問題です。また最近では、グミやクッキーの形をした危険ドラッグが流通しています。こうした薬物については、次のような原因により、乱用者の低年齢化も指摘されており、誰もが薬物乱用の危険性にさらされています。

【低年齢化の原因】

- ①携帯電話やインターネットの普及
- ②薬物に対する誤った認識(ダイエット、眠気覚ましによいなど)
- ③薬物への抵抗感の希薄化(薬物を別の名で呼ぶ、海外での大麻合法化など)
- ④簡易な摂取方法(食べる、飲む、吸引するなど)

乱用される薬物のほとんどは、依存性が強く、一度だけという好奇心や遊びのつもりでも、自分の意思で抜け出すのは極めて難しくなります。

その結果、心と体に深刻な影響を及ぼし、死亡する場合があります。

また、市販薬を一度に大量に服用する、いわゆるオーバードーズ(OD)が近年大きな問題になりつつあります。

薬物乱用は自身の悩みや寂しさ、生きづらさなどを紛らわすために行われることがあり、このような行動の背景にある問題を捉えることが重要です。

《 知っていますか 》

－ 薬物乱用防止教室 －

講師リストや申込先等について、次のホームページ上でご案内していますのでご覧ください。
二次元コードからもご覧いただけます。



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n3x/yakumu/yakubo/yakubo.html>

神奈川県 薬物乱用防止教室

検索



3 問題の解決に向けた取組について

(1) 家庭における取組

- ①子どもの出すシグナル、身体や行動の変化に注意すること
- ②家庭を子どもにとって落ち着ける居場所にする
- ③保護者が信頼できる存在になること

こういった問題への取組で大切なことは、子どもと正面から向き合い、なぜ子どもが問題行動をするのか、話を聞き、話し合い、そこから解決策を考えていく姿勢です。

(2) P T Aにおける取組

- ①学習会や講演会など、正しい知識を得る機会を提供すること
 - ・その際、学校ではどのような取組を行っているのか、具体的な情報を提供してもらい、P T Aとして積極的な姿勢で取り組むことが重要です。
 - ・麻薬取締員や薬物乱用防止指導員、学校薬剤師を講師として活用することも有効です。
※学校薬剤師とは学校環境衛生の維持及び改善に関する指導・助言を行う薬剤師のことです。
- ②家庭や地域に対する健康教育を推進するための取組
 - ・広報紙等をとおして情報提供をすることが大切です。
- ③地域の環境改善について厳しく注意を向けること
 - ・P T Aと学校・地域(販売業者、飲食店等営業者も含めて)が一体となって環境の健全化に向けて取り組むことが大切です。

《 知っていますか 》

－ P T Aと警察との連携－

◆ 少年の健全育成をみなさんとともに

令和6年中、県内で検挙・補導された非行少年は前年に比べ増加しており、特に特殊詐欺への加担や大麻等の薬物乱用、SNS 等のインターネットに起因した非行・被害が高水準で推移しているほか、児童虐待やいじめの問題が後を絶たないなど、少年を取り巻く環境は依然として憂慮すべき状況にあります。

このような情勢を踏まえ、県警察では、県P T A協議会等の皆様と連携を図りながら、少年の健全育成に向け、様々な活動を推進しています。

< 主な活動 >

- 役員会等での情報提供(少年非行・犯罪被害の実態、健全育成活動の紹介等)
- チラシ、ポスター、パンフレット等の配布(少年の非行・被害の実態、少年相談・保護センター等の紹介)
- 講演会・研修会等への講師派遣(非行防止講演会等)

◆ スクールサポーター

スクールサポーターは、警察・学校・地域を結ぶ連絡調整役として、学校への巡回訪問を中心に、子どもの安全確保や少年の非行防止・健全育成に関する取組を地域と連携して行っている非常勤職員(警察官OB)で、各警察署(横浜水上署を除く)の少年警察活動を担当する係に配置されています。

《 知っていますか 》

－ 少年相談に関するご案内－

◆ ユーステレホンコーナー 少年の非行問題等に関する相談

県警察では、非行問題やいじめ、犯罪等の被害を受けて悩んでいる少年やその保護者からの相談を受けつけています。

(フリーダイヤル) 0120-4 5-7867
よいこ なやむな
(045)641-0 0 4 5
まるまるよいこ

(ファクシミリ専用) (045)641-1975

※受付時間 月～金 8時30分～17時15分(祝日・年末年始を除く)

《 知っていますか 》

◆ 神奈川県警察公式アプリ「かながわポリス」

県警察では、令和7年2月1日から「かながわポリス」の運用を開始しています。

かながわポリスでは、

- ・ピーガルくん安全メールとの連携
- ・痴漢撃退機能（音声による警告と110番通報機能）
- ・防犯ブザー機能（警告音と110番通報機能）
- ・交通ルール学習機能
- ・地図アプリで犯罪・交通事故情報を表示



等、県民の皆様にご役立つ機能を搭載していますのでご活用ください。

◆ ピーガルくん安全メール

県警察では、防犯情報を電子メールで携帯電話（スマートフォン）とパソコンにお知らせするサービスを行っています。

配信を希望される方は、下記の要領で登録してください。

〈登録方法〉

- 携帯電話（スマートフォン）からの登録は、二次元コードを読み取ってください。
- 読み取り機能のない携帯電話やパソコンからの登録は、次のアドレスを入力してください。
- ・新規登録用アドレス

login@police-kanagawa.mailio.jp



◆ Yahoo! 防災速報（スマートフォン向けアプリ）

URL : <http://emg.yahoo.co.jp/>

県警察では、LINEヤフー株式会社が提供している「Yahoo! 防災情報」を通じて防犯情報などを通知しています。



◆ 子ども安全110番のご案内

県警察では、「子ども安全110番」を開設し、児童虐待の通報を受けつけています。

（フリーダイヤル24時間対応） 0120-604-415

まろうよ よいこ

《Q.19》人権教育

「ともに生きる社会」の実現に向けた取組の関連として、人権教育についてはどのように取り組んだらよいですか。

人は誰もがこの世に生を受け、たった一度の生涯を、人間として尊ばれ、愛情と信頼に満ちた温かい人間関係の中で、幸せに暮らしたいと願っています。このような人間としての当然の願いを、日本国憲法では侵すことのできない権利、いわゆる基本的人権として、すべての人に保障しています。

しかし、現実の社会では、様々な人権侵害があります。それらの状況をふまえ、すべての人のいのちを大切にし、誰もがその人らしく暮らすことのできる、いかなる偏見や差別も排除する「ともに生きる社会」の実現に向けて、PTA活動においても人権教育講演会を開催するなど、人権教育に積極的に取り組むことが大切です。

1 人権教育がめざすもの

人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動です。

学校教育や社会教育を通じて、県民一人ひとりが、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得することによって、人権が真に尊重される地域社会の実現をめざします。

2 人権教育への取組

豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、家庭の果たす役割は極めて重要です。保護者自身が偏見をもたず、差別をしない姿を、日常生活を通じ幼児期から子どもに示していくことが必要です。

PTA活動においても、人権について学ぶ機会をつくり、保護者が人権課題に対する正しい理解を深め、生涯にわたり豊かな人権感覚を培うことが大切です。

かながわ人権施策推進指針(第2次改定版)に分野別施策として、13の人権課題(子ども・女性・障がい者・高齢者・疾病等にかかる人権課題・同和問題(部落差別)※1・外国籍県民等・貧困等にかかる人権課題・犯罪被害者等・北朝鮮当局によって拉致された被害者等・性的マイノリティ・インターネットによる人権侵害・様々な人権課題※2)(p.83～84 参照)を取り上げています。子どもたちの実態や参加者のニーズに応じて、個別の人権課題をテーマにした講演や参加体験型学習の実施をしたり、人権に関わる話題を広報紙に掲載したり、PTA活動の中で、できることから始めてみてはいかがでしょうか。

※1 同和問題(部落差別) 特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に差別される人権問題。同和問題に係る法律として、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

※2 様々な人権課題 アイヌ民族の人権課題、災害発生時の人権課題、ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題、孤独・孤立による人権課題の深刻化など、様々な人権にかかわる問題があります。

そこで、次のような取組が考えられます。

○人権教育講演会(PTA総会や授業参観等にあわせて)を開催する。

- ・子どもたちと共に学ぶ「いじめ防止」「人権を尊重したインターネットの利用」「性的マイノリティ(LGBT等)の正しい理解」
- ・新たに顕在化してきた人権課題 「ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題」「孤独・孤立による人権課題の深刻化」等

○人権教育講座(家庭教育学級や学年学級委員会活動で)を開催する。

- ・障がい理解のための手話教室やアイマスクによる疑似体験
- ・認知症サポーター養成講座
- ・多文化理解のための各国の料理、文化等交流教室
- ・国立ハンセン病資料館見学

○PTA広報紙に人権コラムを掲載する。

- ・学校であった子どもたちの思いやりのある言動
- ・人権尊重をテーマにした子どもたちの詩や作文

○講義や視聴覚教材などをもとに話し合いをもつ。

- ・拉致問題理解のためのアニメ「めぐみ」の視聴

○「心みつめて」「人権学習のための参加体験型学習プログラム集」※3(神奈川県教育委員会作成)を活用する。

〈PTA活動で留意したいこと〉

○参加体験型学習を取り入れて

- ・一人ひとりが主体的に学習に参加できるようにしましょう。
- ・参加者同士で話し合う時間をもちましょう。
- ・ふりかえりの時間を設けて、その日学んだことについて理解を深めましょう。

○互いの人権を尊重する

- ・日常のPTA活動で互いの人権を尊重しましょう。

〈人権意識を育む4つのキーワード〉

①自己肯定感(セルフエスティーム)

「自分があるがままを受け入れ、自分自身を大切にする。いろいろ欠点もあるけれど、自分が好き。」という気持ちのことです。

②想像力・共感的理解力

他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかる力です。

③相手を理解するためのコミュニケーション能力

自分の気持ちや意見をはっきりと伝えるとともに、相手の気持ちや意見をきちんと受けとめる力です。

④アサーティブな表現(非攻撃的自己主張)

相手の意見や気持ちを思いやった上で、自分の意見や気持ちを誠実に相手に伝える方法です。

〈人権教育参加体験型学習のプログラム例〉

～ポジティブ語で伝えよう(アサーティブな表現)～

1 ねらい

子どもの気持ちを尊重した言い方について考え、子どもとのよりよいコミュニケーションのあり方について理解を深める。

2 進め方

①「事例1」を読み、「攻撃的な言い方」ではなく、「子どもの気持ちを尊重し、しかも自分の思いも伝えようとする言い方」について考えワークシートに記入する。

②グループで、それぞれどのような言い方になるかについて意見交換する。

③「事例2・3」についても同様に、子どもの気持ちを尊重した言い方を個々で考え、意見交換する。

④グループで出た意見を全体に発表して共有し、心掛けたい点についてまとめる。

事例1	友だちや兄弟姉妹が自分の意見を聞いてくれないと、すぐにけんかをしたり、ぶつたりする。
事例2	失敗をすることを避けたくて、最初から取り組まない。
事例3	友だちや兄弟姉妹が一生懸命に取り組んでいると、冷やかしたりちょっかいを出して邪魔しようとしたりする。

参考:「人権学習ワークシート集-人権教育実践のために「第16集(小・中学校編)」-

神奈川県教育委員会(令和2年3月)※3

※3 神奈川県のホームページに掲載しています。

神奈川県 人権教育学習教材 検索



《 知っていますか 》

－ 児童虐待を防ぐ【児童の権利に関する条約】－

1994年に「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が締結されました。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることをめざしています。

第19条「子どもは暴力や虐待といった、不当な扱いから守られるべきです。」は、親から虐待されたり、放任されたり、不当な取扱いを受けない権利を子どもに保障しています。

ところが、年々児童虐待の問題は深刻化しており、令和5年度に県所管の児童相談所が虐待相談として扱った件数は7,449件にのぼり、子どもを取り巻く関係者の連携が必要になってきています。児童虐待には、次の4点があげられます。

身体的虐待



なぐる、ける、溺れさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど。

性的虐待



子どもに対する性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要するなど。

ネグレクト



病気やケガをしても病院に連れて行かない、家に閉じこめる、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。

心理的虐待



言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの目前での夫婦喧嘩やDV(ドメスティックバイオレンス)など。

子どもの虐待は、どの家庭でも起こりうるものといわれており、しつけと称した大人の判断の甘さや身勝手な行動により、子どもの身が危険な状態にさらされることもあります。

子どもの人権を守るため、児童虐待の早期発見に努め、虐待を発見したり虐待の疑いがあると思われる場合は、速やかに市町村や児童相談所へ相談してください。通報は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

○児童相談所虐待対応ダイヤル **189(いち・はや・く)**

かながわ教育ビジョン

心ふれあう しなやかな 人づくり

- 一人ひとりを大切にする柔軟な対応と、教育ビジョンに基づく揺るぎない教育の展開
- 人々や社会とかかわり、「思いやる心とたくましさ」をもった人の成長に向けた願い

基本理念

未来を拓く・創る・生きる 人間力あふれる かながわの人づくり

教育目標



実現に向けた手だて

今こそ大事な心ふれあう経験

「ふれあい教育」をさらに進め、人や社会と深くかわり、「心ふれあう」喜びを十分に味わう

よりよく生きるための「行動の知」を

教科の学習や様々な体験を生かし、よりよく生きるために行動できる力を身に付ける

1 「かながわ教育ビジョン」とは

- 県民の皆様との論議を重ね、平成 19 年 8 月に概ね 20 年間を見ずえて策定した、本県の教育を推進する総合的な指針です。(平成 27 年、令和元年一部改定)。
- 教育ビジョンでは、子どもたちが、人々や社会と深く関わりながら「思いやる心とたくましさ」をもった人へと成長できるよう、「心ふれあう しなやかな 人づくり」を提唱しています。
- 一人ひとりの「生涯にわたる自分づくり」と、家庭、地域、市町村、企業、NPO など、様々な主体の方々との、一層の協働・連携による人づくりを進めていきますので、御理解と御協力をお願いします。

2 「かながわ教育月間」

- 毎年、10 月 1 日から 11 月 3 日までの「かながわ教育月間」に、県内各地で様々な教育イベントが実施されています。

かながわ教育月間

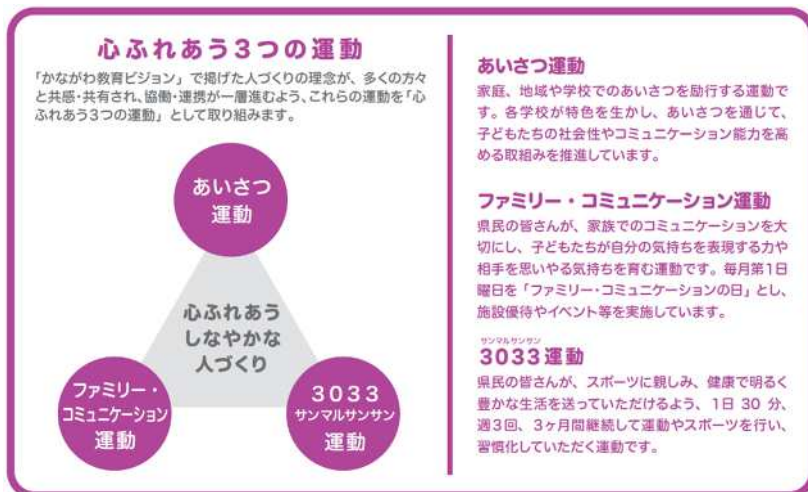
3 「重点的な取組み」

- 今日の教育課題を解決していくため、特に、集中的・横断的に進めていく必要のある「重点的な取組み」を次の柱別に進めています。

重点的な取組み	
I	生涯学習社会における人づくり（例：生涯学習の環境整備など）
II	共生社会づくりにかかわる人づくり（例：インクルーシブ教育の推進など）
III	学びを通じた地域の教育力の向上（例：コミュニティ・スクールの普及・推進など）
IV	子育て・家庭教育への支援（例：放課後子ども教室への支援など）
V	学び高め合う学校教育（例：組織的な授業改善の一層の推進など）
VI	意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり（例：県立高校改革の推進など）
VII	県立学校の教育環境の改善（例：校舎の耐震補強・老朽化対策など）
VIII	文化芸術・スポーツの振興（例：子どもの健康・体力づくりなど）

4 「心ふれあう3つの運動」

- 人づくりの理念が、多くの方々と共感・共有され、協働・連携が一層進むよう、次の「心ふれあう3つの運動」などとともに一体的に取り組みます。



○ 県教育委員会HPで、教育ビジョンについて詳しく紹介しています
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u5t/cnt/f4816/>



神奈川県青少年保護育成条例

神奈川県青少年保護育成条例は、青少年の健全な育成に社会全体で取り組むため、基本理念を定め、県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

※この条例では、「青少年」とは満18歳に達するまでの者をいいます。

【条例の概要】 ◆は罰則がある規定。

社会全体で共有する3つの「基本理念」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 青少年は、健全に成長し、自立した社会の一員となる存在です。② 県民は、青少年への影響を意識して行動しましょう。③ 社会全体の協力により、青少年を守り、支え、育てましょう。 |
|---|

保護者の責務

◇保護者は、第一義的責任を自覚し、青少年が社会のルールを守り、規則正しい生活習慣を身に付けられるように努めなければなりません。

また、保護者は、青少年の非行の未然防止に努めるとともに、困ったときは早めに学校、警察署などに相談してください。

有害図書類の販売などの禁止

◆だれでも、有害図書類(成人向けの雑誌・DVDなど)を青少年に販売したり見せたりしてはいけません。

深夜外出の制限

◇保護者は、特別の事情がある場合を除き、深夜(夜11時～朝4時)に青少年を連れて外出させてはいけません。

◆だれでも、保護者の承諾なく青少年を深夜に呼び出したり、連れ回したりしてはいけません。

深夜営業施設への立入制限

◆カラオケボックス・インターネットカフェは、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。

青少年に有害な営業への従事・立入等の禁止

◆個室の見通しが悪く、内鍵が付いているカラオケボックス、インターネットカフェで、有害な施設として知事に指定された施設には、青少年を客に接する業務に従事させたり、客として立ち入らせてはいけません。

◆「JKビジネス」と呼ばれる次のような営業も、青少年を客に接する業務に従事させたり、客として立ち入らせたりしてはいけません。

- ・主に異性の客に膝枕や添い寝など体に触れるサービスを行う営業（リフレ）
- ・個室で主に異性の客に姿態を見学、撮影させる営業（見学・撮影）
- ・主に異性の客と会話や遊興、散歩を行う営業（コミュニケーション、散歩）
- ・飲食させる営業で、主に異性の客を接客する営業（喫茶、バー、居酒屋）
- ・その他、水着等を着用して主に異性の客を接客する営業

児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

◆だれでも、青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求めてはいけません。

※インターネットを通じて青少年が言葉巧みにだまされたり、脅かされたりして、自分の下着姿や裸の画像を撮影させられた上、メール等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が増加しています。

インターネットの利用に係る保護者等の努力義務

青少年の使用する携帯電話端末等は、法律によりフィルタリングの設定が義務付けられています。やむを得ない理由がある場合に限り、保護者が販売店で「解除申出書」を提出し、青少年の携帯電話のフィルタリングを解除することができます。またスマートフォン・タブレット端末については、原則契約時に店頭でフィルタリング設定を有効化することが義務付けられています。

◇保護者は、青少年に有害情報を閲覧させないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければいけません。

◇携帯電話販売店では青少年が利用する携帯電話インターネットの契約をする際に、保護者等にフィルタリングの必要性やインターネット利用の監督機能などを書面で説明しなければなりません。

◇保護者は店頭で端末へのフィルタリングの設定をやむを得ない理由等により不要と申し出る場合は、理由等を記載した書面を事業者へ提出しなければなりません。

※スマートフォンのほか、携帯型ゲーム機、タブレット端末など、インターネットへ接続できる機器へは必ずフィルタリングを設定し、安易に解除しないようにしましょう。

条例の詳しい内容については神奈川県青少年課HPをご覧ください
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p26719.html>



神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例は、青少年の喫煙及び飲酒に関し、県、保護者、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境を整備することを目的としています。

※この条例では、「青少年」とは満20歳に達するまでの者をいいます。

※令和4年4月1日より成年年齢が引き下げられましたが、引き続き20歳未満の者の喫煙や飲酒が法律で禁止されています。

主な内容

◎県、保護者、県民、事業者の責務

○県の責務

県は、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境の整備に関する総合的な施策を策定し、実施するとともに、その施策の実施に当たっては、市町村、学校その他関係機関及び関係団体と連携・協力して取り組むよう努めます。

○保護者の責務

保護者は、その監督保護する青少年(ご自分のお子さん等)が、喫煙又は飲酒をしないよう未然防止に努めなければなりません。

○事業者の責務

たばこ販売業者や酒類販売業者等の事業者は、青少年の喫煙及び飲酒を防止するための社会環境の整備に自主的かつ積極的に取り組むとともに、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

○県民の責務

県民は、青少年が喫煙及び飲酒をしないよう教え導くよう努めるとともに、県が実施する青少年の喫煙及び飲酒の防止に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

◎禁止行為：だれでも、青少年に対し、喫煙又は飲酒を勧めたり、喫煙や飲酒をするための場所の提供や周旋をしてはなりません。また、だれでも、青少年に対し、みだりにたばこ又は酒類の購入を依頼してはなりません。

◎購入者等の年齢確認：販売業者は、たばこ又は酒類を購入しようとする者が青少年であると思われるときは、運転免許証、マイナンバーカード等の証明書等の提示を求め、その者の年齢を確認しなければなりません。

◎自動販売機による購入者の年齢確認：販売業者は、自動販売機によりたばこ又は酒類を販売するときは、その自動販売機でたばこ又は酒類を購入しようとする者の年齢を確認するために、必要な措置(年齢識別装置の設置等)を講じなければなりません。

二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律

これらの法律では、未成年者がたばこを吸うこと・お酒を飲むことを知りつつも、制止しなかった場合、親権者やその代わりの監督者は科料※(刑事罰)に処されることがあります。

保護者は、お子さんの喫煙・飲酒を未然に防げるよう、日ごろの会話を通じて、喫煙・飲酒が心身へ与える影響や法の遵守の徹底について教えましょう。

(※ 成年(18歳以上～20歳未満)の場合、親権者等として法による刑罰は課されませんが、条例で定める保護者の責務(p.75)は適用されます。)

条例の詳しい内容については神奈川県青少年課HPをご覧ください
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s3/kitsueninshu/index.html>



みんなの交通安全教育推進運動「スタートかながわ」

「スタート」という言葉には、運動を形骸化させることなく、児童生徒・保護者・教員が常に新たな気持ちで、主体的に取り組んで欲しいという願いを込めています。この運動の趣旨をご理解いただき、子どもたちへの積極的な対話、学校等との連携をお願いいたします。

1 考え方

「生命尊重」と「遵法」及び「思いやり」の精神を基盤とした態度・行動と車両運転や危険予測などの知識や技能を身に付け、小・中・高各段階での系統的な交通安全教育を通して、自らが交通社会の一員としての社会的責任を自覚し、交通事故の防止に向けて主体的に考え行動することができるようし、事故を未然に防ぐための知識・技能を定着させ、生涯にわたって「くるま社会」を生きる力を育成することを理念とします。

2 小・中・高の各段階で、共通に取り組むこと

保護者と学校とが相互に連携・協力しつつ、それぞれの役割を果たします。保護者は子どもの交通安全について話し合い、保護者の立場と責任を認識し、学校との連携を図ります。また、学校・保護者ともに地域・関係機関と協力・連携して具体的な指導に努めます。

3 背 景

昭和55年、神奈川県では高校生の二輪車死亡事故を防止するため、「4 + 1 ない運動」を実施。その後死者数は一時減少しましたが、再び増えはじめたことから、禁止・規制の方向性を見直し、高校生自身が主体となり、学校・保護者・地域が相互に協力連携しつつ支援していく「かながわ新運動」を、平成2年度より展開し、以降、高校生の死亡事故は確実に減少していきました。

平成12年度からは、「神奈川県学校交通安全教育推進会議」を結成し、小・中・高等学校も含めて総合的な運動を展開。しかし、「かながわ新運動」が高校生の二輪車事故防止のイメージが強いことや、各学校では加害事故を含めた自転車事故が多いことなどから、この運動を見直し、平成22年度から、みんなの交通安全教育推進運動「スタートかながわ」として取組を開始しました。

4 主なねらいと取組

< 小学校段階 >

主な“ねらい”

〔態度・行動〕

- 自他の生命の大切さと交通事故の怖さを知り、他人を思いやる優しさとマナー、ルールを守って行動できるようになる。

〔知識・技能〕

- 低・中・高学年の発達段階や地域の実情に応じて、主に歩行者及び自転車の運転者として必要な実践的な知識と技能を習得する。
- 道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を身に付ける。

(1) 児童の取組

- ・ 低学年は、歩行者の心得と自転車に乗る技術やルールをしっかりと学び、守る。
- ・ 中・高学年は、交通ルールが定められている理由、交通ルール・マナーを守る必要性を理解し、実践する。
- ・ 交通安全教育に関する児童会活動、学校行事等に積極的に参加する。

(2) 保護者の取組

- ・ 子どもに交通安全についての適切な助言を行うとともに、出かける際の「ひとこえ」を心がける。また、自ら模範的行動を実践し、指導する。
- ・ 交通安全に関する行事などに積極的に参加し、学校や地域と常に協力・連携する。

(3) 学校の取組

- ・ 1年生から6年生までの6年間を見通し、中学校との接続を踏まえ、発達段階と事故の実態を踏まえた系統的かつ総合的な交通安全教育計画を立案し実施する。
- ・ 地域や関係機関と連携し、児童の実態や地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ・ 歩行中及び自転車利用に関する実践的講習会を計画的に実施する。

< 中学校段階 >

主な“ねらい”

【態度・行動】

- 生命の尊さと交通事故の責任及び交通ルールとマナーの重要性を認識してこれを遵守するとともに、思いやりを持ち、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮した行動がとれるようになる。

【知識・技能】

- 主に自転車の運転者として、安全に道路を通行するために必要な科学的知識と技能を習得する。
- 道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避する意識及び能力の定着を図る。

(1) 生徒の取組

- ・ 自転車の運転者として交通社会に参加するという責任を自覚して、知識や技能だけでなく、思いやりを持ち、他人の安全にも気を配る。
- ・ 交通安全に関する生徒会活動、委員会活動、学校行事等に自主的に参加する。

(2) 保護者の取組

- ・ 子どもの交通事故原因と防止の具体的方法等について話し合うとともに、出かける際の「ひとこえ」を心がける。また、自ら模範的行動を実践する。
- ・ 交通安全に関する行事などに自主的に参加し、学校や地域と常に協力・連携する。

(3) 学校の取組

- ・ 1年生から3年生までの3年間を見通し、高等学校との接続を踏まえ、発達段階と事故の実態を踏まえた系統的かつ総合的な交通安全教育計画を立案し実施する。
- ・ 地域や関係機関と連携し、生徒の実態や地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ・ 自転車利用に関する実践的講習会を計画的に実施する。

< 高等学校段階 >

主な“ねらい”

【態度・行動】

- 生命の尊さと交通事故の責任及び交通ルールとマナーの重要性を自覚してこれを遵守するとともに、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常にとれるようになる。

【知識・技能】

- 主に自転車及び二輪車等の運転者として安全に道路を通行するために必要な総合的知識と技能を習得する。
- 道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を高める。

(1) 生徒の取組

- ・ 二輪車・自動車等の運転者として、交通社会に幅広くに参加することができる年齢に達することを自覚し、よりよい交通社会を作っていくという意識のある「交通社会人」としての自覚をもって行動する。
- ・ 交通安全に関する生徒会活動などの校内行事や、地区高校生大会等の校外行事に主体的に参加する。

(2) 保護者の取組

- ・ 子どもの免許取得や交通社会における責任と現状等について話し合うとともに、出かける際の「ひとこえ」を心がける。また、自ら模範的行動を実践する。
- ・ 交通安全に関する行事などに主体的に参加し、学校や地域と常に連携・協力する。

(3) 学校の取組

- ・ 中学校からの接続を踏まえるとともに入学年次及びそれ以降を見通し、発達段階と事故の実態を踏まえ、卒業後の、交通社会の一員としての生活を見据えた系統的かつ総合的な交通安全教育計画を立案し実施する。
- ・ 地域や関係機関と連携し、生徒の実態や地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。
- ・ 免許取得状況の把握と事故等の状況に応じてヤングライダースクールや自転車安全利用実技講習会等を計画的に実施し、生徒の参加を促進する。

「かながわ人権施策推進指針(第2次改定版)」(抜粋)

令和4年3月

【人権教育の推進】

これまでの人権教育における取組みと成果を踏まえて、県民一人ひとりが、学校教育と社会教育を通じて、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、これを体得し、互いの多様性を認め合う人権が真に尊重される地域社会が実現するように次の点を基本とする人権教育を総合的に推進します。

- ア 責任を自覚しつつ自分らしく生きることができる人の育成をめざす教育
自分の人権とともに他の人の人権を尊重し、その権利の行使に伴う責任の重さを自覚しつつ、自分らしく生きることができる人を育成する教育を推進します。
- イ 人権感覚の育成をめざす教育
人権の意義や価値を認識し、人権の尊重が意思・態度に表れ、さらに行動につながるような、県民一人ひとりの人権感覚を育成する教育を推進します。
- ウ 人権課題の認識を深める教育
人権尊重の精神を基盤として、人権課題についての正しい理解と認識を深め、その解決に主体的に取り組むことができる人を育成する教育を推進します。
- エ 生涯学習の視点に立った教育
幼児から高齢者にいたるそれぞれのライフステージに応じて、学校教育と社会教育との連携を図りつつ、あらゆる機会を捉えて人権教育を推進します。

(1) 学校教育

学校教育においては、幼児・児童・生徒がそれぞれの発達の段階に応じて、人権に関する基本的な理解を深め、人権尊重の意識を高めることにより、人権の大切さを共感的に受けとめる人権感覚を育む教育をすべての教育活動を通じて行うとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

ア 人権に配慮した学校運営や教育指導に努め、幼児・児童・生徒が自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、豊かな人間関係の中で安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。

- イ 幼児・児童・生徒が、人権課題について正しい理解を深めるとともに、人権尊重の意識を高めることにより自ら人権感覚を磨くことができるよう、人権教育に関する指導方法の向上に努めます。
- ウ 豊かな人間性や社会性を育むため、社会教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障がい者等との交流の機会の充実に努めます。
- エ 学校に対して、人権教育に関する多様な啓発資料を配付するとともに、研究指定校の実践例の情報を提供します。また、人権教育移動教室など NGO・NPO等と協働した人権教育の取組みを進めます。
- オ 教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持ち、いじめやセクシュアル・ハラスメント等を見逃さず適切に対応するとともに、体罰を許さない環境づくりを進め、幼児・児童・生徒の人権に十分に配慮したコミュニケーションが図られるよう、人権教育に関する研修会等の充実に努めます。
- カ 幼児・児童・生徒や保護者等が、人権にかかわる問題を安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携を図り、いじめ等の人権侵害を受けた幼児・児童・生徒の心のケアに努めます。

(2) 社会教育

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進します。

- ア 地域の実情や学習者のニーズに応じて、県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めることができるような学習機会等の充実に努めます。
- イ 人権課題について正しい理解を深めるためのわかりやすい学習資料を提供します。また、参加意欲を高めるような参加体験型学習のプログラムの開発とその普及に努めます。
- ウ 豊かな地域社会を形成するために、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動等多様な体験活動や高齢者、障がい者、外国籍県民等との交流の機会の充実に努めます。
- エ PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りつつ、家庭教育における学習機会の充実のための支援や情報提供に努めます。
- オ 地域において、人権教育を積極的に推進していく指導者の養成に努めます。

【分野別の施策の方向】

分 野	施 策 の 方 向
子ども	子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。
女性	職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。
障がい者	障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組みます。また、障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現をめざします。
高齢者	高齢者が安心して、元気に、生き生きと暮らせる社会づくりの実現をめざします。
疾病等にかかる人権課題	疾病等に関係する偏見や差別をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に取り組むとともに、支援体制の充実に努めます。
同和問題（部落差別）	差別の解消に向けて、同和問題（部落差別）についての正しい理解と認識を深めることを目的とした啓発活動等を推進します。
外国籍県民等	異なる文化や民族性を持つ他者への偏見を払しょくし、差別を解消するための啓発活動等を推進するとともに、文化や歴史に関する正しい理解と認識を深めるための学校教育や社会教育の実践に努めます。
貧困等にかかる人権課題	貧困を背景として生じる複合的な人権課題の解消に向けて、各種支援制度や相談窓口の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ホームレスの人権擁護のための教育・啓発活動等を推進します。
犯罪被害者等	犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会の実現をめざします。
北朝鮮当局によって拉致された被害者等	北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域とともに暮らす日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを推進します。
性的マイノリティ	様々な性のあり方について理解を深めることで、職場や学校をはじめ、あらゆる場面において性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざします。

インターネットによる人権侵害	関係機関と連携して、インターネットの適切な利用等に関する教育や啓発、誹謗中傷に苦しんでいる方への支援等を実施することで、誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
様々な人権課題	「アイヌ民族の人権課題」「災害発生時の人権課題」「ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題」「孤独・孤立による人権課題の深刻化」「特定の職業に従事する方に対する偏見や差別(職業差別)、刑を終えて出所した方に対する偏見や差別、身体的特徴を理由とする差別、様々な理由から戸籍を取得することができなかった方の問題(無戸籍問題)」など様々な人権にかかわる問題があります。これらの問題においても関係機関、NGO・NPO等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。

参 考 資 料

私費会計基準

私費会計事務処理の手引(改訂版)より抜粋
令和5年4月 神奈川県教育委員会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、県立学校における学校徴収金及び団体徴収金の適正な会計処理に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「学校徴収金」とは、生徒に直接かかわる経費のうち受益者負担が適当と考えられるもので、教育活動を円滑に行うために、あらかじめ校長が生徒又は保護者等から徴収する経費をいう。

2 この基準において「団体徴収金」とは、校長が当該学校の運営及び教育活動に密接に関係する団体の長から書面により会計事務の委任を受けた当該団体の運営及び活動経費をいう。

3 この基準において「保護者等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等とする。

第2章 学校徴収金

(運営協議会の設置)

第3条 校長は、学校徴収金の徴収目的及び徴収額等を協議する機関として、保護者等の代表を含めた運営協議会を設置し、運営協議会の運営要綱を定めるものとする。ただし、これに代わる組織がある場合は、この限りではない。

2 運営協議会の会長は、委員として委嘱する保護者等の中から選出するものとする。

(校長等の職務)

第4条 学校徴収金の執行等において、校長、副校長、教頭及び事務長の職務は次のとおりとする。

(1) 校長は、収支等責任者(以下「校長(収支等責任者)」という。)として予算の執行、予算の流用、徴収金の収納及び経費の支出の決定等を行うものとする。

- (2) 副校長又は教頭は、審査責任者(以下「副校長等(審査責任者)」という。)として予算の執行、予算の流用、徴収金の収納及び経費の支出の内容の審査等を行うものとする。

なお、必要に応じて、校長からの指名により指定された会計について現金出納員として出納責任者の補佐(現金の出納保管に関する事務)を行うことができる。

- (3) 事務長は、審査員として予算の執行、予算の流用、徴収金の収納及び経費の支出の内容の審査等を行うとともに、出納責任者(以下「事務長(出納責任者)」という。)として支出手続きを行うものとする。

- 2 校長(収支等責任者)は、教職員の中から各会計ごとに会計担当者を定めるものとする。会計担当者は、予算案の編成、予算の執行、徴収金の収納、経費の支出、決算書の作成等に係る事務、帳簿類の記載・整理等を行うものとする。

(副校長の代決)

第5条 校長が不在のときは、急施を要するもの又はその処理について、あらかじめ校長の指示を受けたものについては副校長がその事務を代決することができる。

(会計の種類等)

第6条 学校徴収金の会計の種類は、次の通りとする。

- (1) 学年費会計
- (2) 生徒会会計
- (3) 教材費会計
- (4) その他上記に類する会計

- 2 学校徴収金の会計の内容及び徴収額は、別表のとおりとする。

(会計の独立及び年度区分)

第7条 学校徴収金の各会計は、それぞれ独立して経理するものとし、その会計年度は、原則として毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算の編成)

第8条 学校徴収金の各会計は、年度当初に予算を編成する。ただし、当該会計年度中に、これを変更することができる。

- 2 学校徴収金の会計別予算書(第1号様式)は、当該会計年度において見込まれるすべての収入及び支出の内容を明瞭に記載する。
- 3 校長は、学校徴収金の会計別の予算書(第1号様式)を、第3条に定める

運営協議会へ提出し、その承認を得た後、文書により保護者等に通知しなければならない。

(予算の執行)

第9条 予算の執行を計画的にかつ効率的に行うため、年度当初に予算執行計画を作成する。

- 2 予算の執行は、副校長等(審査責任者)及び事務長の審査並びに校長(収支等責任者)の決裁(以下「校長等の決裁」という。)により行い、予算差引簿(第6号様式)等により管理する。ただし、必要に応じてあらかじめ関係職員を経由する。

(予算の流用等)

第10条 学校徴収金の各会計内における流用は、校長等の決裁を受けて行うものとし、運営協議会への報告事項とする。

- 2 学校徴収金の各会計間の貸借は、原則として行ってはならない。

(収入の方法)

第11条 学校徴収金を徴収するときは、目的、金額、決算報告の方法等を記載した文書を第3条に定める運営協議会へ提出し、その承認を得た後、事前に校長名で保護者等に通知しなければならない。

- 2 学校徴収金を徴収するときは、会計担当者は、徴収伺票(第4号様式)等により校長等の決裁を得て行わなければならない。
- 3 学校徴収金を徴収する場合、会計担当者は、収入金調書(第5号様式)を作成し、事務長(出納責任者)の決裁を受けた後に、校長等の決裁を受けるとともに、現金出納簿(第2号様式)及び徴収簿(第3号様式)等に記載するものとする。

なお、収入金調書(第5号様式)の作成に当たっては、次の各号に留意すること。

- (1) 授業料徴収システムにより収納した場合は、会計担当者が私費収納未納明細表により収納済額及び未納額について必ず確認し、収入金調書(第5号様式)を作成すること。
- (2) 現金を領収した場合は、校長(収支等責任者)、事務長(出納責任者)、校長から指定を受けた副校長又は教頭(現金出納員)名義の領収書を発行し、現金集計表及び収入金調書(第5号様式)を作成するとともに事務長(出納責任者)に引き継ぐこと。領収した現金は領収した日の翌日から5日以内に各会計の預金口座に入金すること。ただし、領収した金額が20万円を超えたときは即日又は翌日(これらの日が金融機関の

休日の場合はその次の勤務日とする。)にこれを入金すること。領収した現金は預金口座へ入金するまでの間、金庫に保管すること。

- (3) 学校徴収金を校長(収支等責任者)があらかじめ指定した金融機関の預金口座への振り込みにより収納した場合は、金融機関から送付させる明細表等により、収納済額及び未納額について必ず確認し、収入金調書(第5号様式)を作成すること。
- 4 収入金は、すべて会計別に校長名義の預金口座を金融機関に設けて預金すること。預金通帳の届出印は校長の私印とし、校長がこれを保管すること。
- 5 預金通帳は、預金等管理簿(第11号様式)を作成し、事務長(出納責任者)が管理すること。

(業者の選定)

第12条 校長は、購入等に係る業者の選定を適正かつ公平に行うため、業者選定委員会を設置するものとする。ただし、これに代わる組織がある場合は、この限りではない。

- 2 業者選定委員会は、校長、副校長、教頭、事務長及びその他校長が指定する教職員で構成するものとする。
- 3 業者選定委員会で審議する対象は、次の通りとする。

(1) 次の業務に係わる業者選定

- ア 修学旅行等(スキー教室や社会見学などでも、旅行代理店と契約するなど高額な執行となる場合を含む)
- イ 卒業アルバム制作
- ウ 制服・運動着類・実習服類(学校直接執行ではないが、指定物品の購入斡旋となるため)
- エ 自動販売機・売店等(私費会計処理には含まれないが、取扱い品目を含め全校的な検討を要するため)
- オ 物品の購入等に伴う予定価格が1件100万円以上(単価契約の場合は総額が100万円以上)のもの

(2) 物品の購入等に伴う予定価格が1件100万円以上(単価契約の場合は総額が100万円以上)のものに係わる機種選定

(契約書の作成及び省略)

第13条 会計担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項のうち必要なものを記載した契約書を作成し、仕様書等を要するものは、これを添付しなければならない。

(1) 契約の目的・内容

- (2) 契約金額
 - (3) 契約の履行期限
 - (4) 契約履行の場所
 - (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - (6) 監督及び検査
 - (7) 履行遅滞その他債務不履行の場合における違約金
 - (8) 危険負担
 - (9) 契約不適合責任
 - (10) 契約の解除条件
 - (11) 契約に関する紛争の解決方法
 - (12) その他の必要な事項
- 2 契約書の作成を省略できる場合は次のとおりとする。ただし、契約の内容により必要がある場合は、前項契約書における事項に準じて請書を徴するものとする。
- (1) 契約金額が150万円を超えない契約を締結するとき。(ただし、廃棄物処理業務にあたっては、契約書を省略することができない。)
 - (2) 物品を購入する場合において、直ちに現品の検査ができるとき。

(見積合せの実施)

第14条 物品の購入等にあたっては、必ず見積合せを行うものとする。ただし、次のようなものは見積合せを省略しても差し支えないが、品質、価格等を十分考慮し適正な取扱いをすること。

- (1) 1人又は1会社の専有する物品を購入するとき
- (2) 食料品を購入しようとするとき
- (3) 予定価格が30万円未満の物品を購入若しくは借入をするとき又は50万円未満の請負をさせるとき
- (4) その他、校長が認めたとき

(経費の支出伺)

第15条 経費の支出は、会計担当者が次の各号について調査の後、「支出伺票・支出決定票(第7号様式)」を作成し、支出伺票・支出決定票(第7号様式)の支出伺票(上段)によりあらかじめ校長等の決裁を得て行わなければならない。

- (1) 予算の徴収目的に合致していること。
- (2) 予算の年度及び科目に合致していること。
- (3) 予算残額及び預金残高があること。

- (4) 契約等に照らし、支出すべき金額及び債権者等に誤りがないこと。
- (5) 必要書類(見積書、内訳書等)が完備していること。
- 2 前項の規定にかかわらず次の各号に該当する場合は、会計担当者が調査の後、「支出伺(兼)支出決定票(第8号様式)」(本項第2号に該当する場合は「支出伺(兼)支出決定票・資金前渡(概算払)精算報告票(第8号様式の2)の上段」)を作成し、校長等の決裁を受けて経費の支出を行うことができるものとする。ただし、内容や積算内訳は、必ず記載するものとする。
 - (1) 年会費や登録料等、支出決定時に相手の履行確認を必要としない場合
 - (2) 概算払い等により、資金の前渡しを受ける場合
 - (3) やむを得ず立替払いを行った場合(立替金の限度額は2万円とし、事前に校長の承認を受けておかなければならない。ただし、校長は事前承認を原則として副校長に専決させることができる。)

(支出手続)

- 第16条 支出手続は、会計担当者が、相手方の契約履行を確認し、「支出伺票・支出決定票(第7号様式)」に校長あての請求書、納品書等支出手続きに必要な書類を添付し、支出決定票(下段)により校長等の決裁を受けた後に、事務長(出納責任者)の決裁を受けて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、経費の性質上事業に支障を及ぼすような経費については、「支出伺(兼)支出決定票(第8号様式)」(前条第2項第2号の概算払い等により資金の前渡しを受ける場合は(第8号様式の2)の上段)によりあらかじめ校長等の決裁及び事務長(出納責任者)の決裁を受け、事前に支出することができる。

(支払方法等)

- 第17条 支払は、原則として口座振込の方法により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず現金により支払を行う場合は、校長あての領収書を徴するものとする。ただし、領収書を徴することができないときは、校長(収支等責任者)の支払証明書をもってこれに代えることができる。
 - 3 振入金受取書又は領収書等の支払証明書類は、支払後必ず支出決定票に添付するものとする。
 - 4 前条第2項規定の第8号の様式の2により資金の前渡しを受けた者は、支払完了後、速やかに資金前渡(概算払)精算報告票(第8号様式の2)の下段に領収書等証拠書類を添付し、事務長(出納責任者)に報告した後に、

副校長等(審査責任者)及び事務長を経由して校長(収支責任者)に報告する。

なお、精算の結果、残金がある場合は返金しなければならない。

- 5 現金出納簿(第2号様式)は、支出手続後必ず記載するものとする。
- 6 学校徴収金において、緊急の支払に充てるため現金を手元に保管するときは、総額で月10万円を限度とする。ただし、この現金は、事務長(出納責任者)が金庫に保管し、小口現金出納簿(第10号様式)で管理するものとする。

(備品の管理)

第18条 購入費が10万円以上の物品(10万円未満の資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を含む。)は備品とし、備品の管理は、私費会計備品出納簿(第13号様式)により行う。ただし、次のものは除く。

- (1) 通常の方法による短期間の使用によって、その性質又は形状を失うことにより使用に耐えなくなるもの
- (2) 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等の破損しやすいものの

(経理状況の確認)

第19条 校長(収支等責任者)、副校長等(審査責任者)及び事務長(出納責任者)は学校徴収金の各会計の帳簿等(現金出納簿、収入・支出関係伝票、預金通帳等)の点検を当該会計年度の間接時期及び会計年度末に行うとともに、必要に応じて随時点検を行うものとする。

(決算報告)

第20条 当該年度の収支が終了したときは、会計担当者は、帳簿を締め切り、翌年度の4月末日までに学校徴収金の各会計の決算書(第12号様式)を作成しなければならない。

- 2 決算書の内容は、当該会計年度におけるすべての収入及び支出の内容を明瞭に記載しなければならない。
- 3 校長は、学校徴収金の各会計の決算については、運営協議会の承認を得て文書により保護者等に報告しなければならない。

(監査の実施)

第21条 学校徴収金の各会計の監査は、運営協議会の監査委員2名以上で実施する。

- 2 運営協議会会長は、監査委員に対し決算書が提出された後、速やかに監査を行うよう指示するものとする。

- 3 監査は決算に伴うもののほか、年度途中での中間監査を実施しなければならない。

(帳簿等の備付け)

第22条 備え付ける帳簿等は、次の通りとする。

- (1) 予算書(第1号様式)
- (2) 現金出納簿(第2号様式)
- (3) 徴収簿(第3号様式)
- (4) 徴収何票(第4号様式)
- (5) 収入金調書(第5号様式)
- (6) 予算差引簿(第6号様式)
- (7) 支出何票・支出決定票(第7号様式)
- (8) 支出何(兼)支出決定票(第8号様式)
- (9) 支出何(兼)支出決定票・資金前渡(概算払)精算報告票(第8号様式の2)
- (10) 小口現金出納簿(第10号様式)
- (11) 預金等管理簿(第11号様式)
- (12) 決算書(第12号様式)
- (13) 私費会計備品出納簿(第13号様式)
- (14) その他

(帳簿等の管理)

第23条 学校徴収金の帳簿等は、会計別に表紙を付け、年度及び会計名を記載し整理する。

- 2 帳簿等は、毎会計年度終了後、5年間保存しなければならない。保存する文書は、前条に定める帳簿等のほか預金通帳、預金残高証明書等の経理に係るすべての文書とし、会計担当者は監査終了後、速やかに事務長(出納責任者)へ引き継ぎ、事務長はこれを保管するものとする。

(事務の引継ぎ)

第24条 校長(収支等責任者)、副校長等(審査責任者)又は事務長(出納責任者)の交替があった場合は、前任者は速やかにその保管に係る現金、物品、帳簿及び関係書類等を後任者に引き継がなければならない。

- 2 前項に規定する事務引継ぎは、すべての現金、物品、帳簿及び関係書類等についての照合、確認を行い、事務引継書を作成して行わなければならない。

第3章 団体徴収金

(団体徴収金会計の扱い)

第25条 団体徴収金は、当該団体規約に定めがあるものを除き、第26条から第30条までに規定する会計処理を行うものとする。

(会計の種類)

第26条 団体徴収金の会計の種類は、校長が当該団体の長から書面により会計事務の委任を受けた会計とする。

(予算の編成)

第27条 団体徴収金の各会計の予算は、当該団体規約の定めにより、当該団体が編成するものとする。

(予算の流用)

第28条 団体徴収金の各会計内における予算の流用は、当該団体規約の定めによるものとする。

(決算報告)

第29条 校長は、団体徴収金の各会計の決算については、当該団体の長に報告し、関係書類を引き渡すものとする。

(監査の実施)

第30条 団体徴収金の各会計は、当該団体の規約に定める監査を受けるものとする。

(学校徴収金の基準の準用)

第31条 第4条、第5条、第7条、第9条第2項、第11条第2項から第5項まで、第12条から第19条まで、第20条第1項及び第2項、第22条、第23条第1項並びに第24条の規定は、団体徴収金に準用する。この場合において、「学校徴収金」とあるのは「団体徴収金」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(その他)

第32条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

文部省（当時）社会教育審議会分科審議会で「父母と先生の会」参考規約の検討が行われ、1954 年（昭和 29 年）に小学校「父母と先生の会」（PTA）参考規約が改訂・作成され、全国に配付されました。

時代とともに変化する社会環境に対応し、持続可能な PTA とするために、規約を改正したり細則を設けるなど、より現在の社会の実情に即した内容にしていくとよいでしょう。

小学校「父母と先生の会（PTA）参考規約」（1954 年 3 月文部省）

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、〇〇小学校父母と先生の会（PTA）という。

第2条 この会は、事務所を〇〇に置く。

第2章 目的および活動

第3条 この会は、父母と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童、青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- 一、よい父母、よい教員となるように努める。
- 二、家庭と学校との緊密な連絡によって、児童、青少年の生活を補導する。
- 三、児童、青少年の生活環境をよくする。
- 四、公教育費を充実することに努める。
- 五、国際理解に努める。

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 一、児童、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- 二、特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 三、この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 四、学校の人事その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- 一、〇〇小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- 二、〇〇小学校長および教員。
- 三、この会の主旨に賛同する者。

ただし、第三号に該当する者の入会は、運営委員会が決定する。

第7条 この会の会員は、会費を納めるものとする。

- 2 会費は、年額〇〇円とし、分納することができる。

第8条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第9条 この会の会員は、〇〇区郡市協議会、〇〇都道府県協議会および全国協会の会員となる。

第5章 経理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支便される。

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第6章 役員

第14条 この会の役員は次のとおりである。

会長 1名 副会長 1名 書記 1名 会計 1名

役員は、他の役員、会計監査委員または選挙管理委員を兼ねることができる。

第15条 役員は、総会に出席した会員の無記名投票により、選挙される。

第16条 役員は、任期を1年とする。ただし、同じ役員の職については、一回に限り、再任を妨げない。

- 2 役員は、引き続いて他の役員に選任されることができる。ただし、役員の職にあることが連続し、通算して4年を越えてはならない。

第17条 会長は、次の職務を行う。

- 一、総会および運営委員会を招集し、会議の議長となる。
- 二、他の役員および校長の意見を聞いて、常置委員会の委員長を委嘱する。
- 三、運営委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。

- 2 会長は、役員・会計監査委員候補者指名委員会、選挙管理委員会および会計監査委員の集会を除くすべての集会に出席して、意見を述べることができる。

第18条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第19条 書記は、次の職務を行う。

- 一、総会および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 二、記録、通信その他の書類を保管する。
- 三、会長の指示にしたがって、この会の庶務を行う。

第20条 会計は、次の職務を行う。

- 一、総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- 二、定期総会のつど、会計報告をする。
- 三、年度末総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 四、この会の財産を管理する。
- 五、予算の立案について協力する。

第7章 会計監査委員

第21条 この会の経理を監査するため、3名の会計監査委員を置く。

第22条 会計監査委員は、総会に出席した委員の無記名投票により、選挙される。

第23条 会計監査委員は、必要に応じ、随時、会計監査を行うことができる。

第24条 会計監査委員の任期は、1年とする。

第8章 選挙管理委員

第25条 役員および会計監査委員の選挙に関する事務を処理するときには、3名の選挙管理委員を置く。

第26条 選挙管理委員は、総会に出席した委員の無記名投票により、選挙される。

第 27 条 選挙管理委員は、その任務を終了したとき、解任される。

第 9 章 役員・会計監査委員候補者指名委員会

第 28 条 役員および会計監査委員の候補者を指名するときには、役員・会計監査委員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という。）を置く。

第 29 条 指名委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。

第 30 条 指名委員会の委員は、その任務を終了したときに、解任される。

第 10 章 総会

第 31 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 32 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は、4 月、〇月…1 月、2 月および 3 月に開催する。

3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の 10 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 33 条 総会は、会員の現在数の 5 分の 1 以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

第 34 条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 11 章 運営委員会

第 35 条 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、校長および臨時委員会のある場合には、その委員長をもって構成され、この規約に定めるもののほか、役員、会計監査委員、指名委員会、選挙管理委員会、常置委員会および臨時委員会の権限以外の事務を処理し、かつ常置委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案を調整する。

第 36 条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の 4 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第 37 条 運営委員会は委員の現在数の 2 分の 1 以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

第 38 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第12章 常置委員会および臨時委員会

第39条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために、常置委員会を置く。

2 常置委員会についての必要な事項は、細則で定める。

第40条 特別な事項について、必要があるときには、臨時委員会を設けることができる。

2 臨時委員会について、必要な事項は、細則で定める。

第13章 細則

第41条 この会の運営に関し必要な細目は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会は、細目制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第14章 改正

第42条 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。改正案は、総会の開催の少なくとも、2週間前に全会員に知らせておかなければならない。

細 則

第1章 役員、会計監査委員並びに選挙管理委員の選挙及び就任

第1条 役員、会計監査委員並びに選挙管理委員の選挙及び就任は、次のとおり行われる。

- 1 9名の委員からなる指名委員会を、次の方法によってつくる。
 - イ 父母の中から、次のとおり6名を選出する。
 - ロ 各学級の父母は、互選により、それぞれ1名の学級代表を選出する。これらの学級代表は、学年ごとに会合して互選により、それぞれ1名の指名委員を選出する。
 - ハ 教師の中から、互選により、2名の指名委員を選出する。
 - ニ 運営委員会の中から、互選により、1名の指名委員を選出する。
 - 2 指名委員は、役員及び会計監査委員の候補者及び選挙管理委員になることができない。
 - 3 指名委員の氏名を1月の総会に発表する。
 - 4 1月の総会において、選挙管理委員3名を選出する。
 - 5 指名委員会は、各役員ならびに会計監査委員別に選挙の少なくとも15日前までに、定員以上の候補者を指名する。
 - 6 選挙管理委員は、選挙の少なくとも10日前までに、候補者の指名、住所、性別、年齢、PTAにおける経歴、職業を全会員に知らせる。
 - 7 候補者の追加指名は、選挙を行う総会において、一般会員からなすことができる。
 - 8 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、前号の場合も、その氏名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。
 - 9 役員及び会計監査委員は、2月の総会において、総会に出席した会員の無記名投票により、過半数を得て選挙される。
 - 10 役員及び会計監査委員は、3月の年度末総会において就任する。
- 第2条 会長に欠員の生じた時は、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第3条 会員以外の役員に欠員の生じた時には、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第2章 総会

- 第4条 会員の異動及び新役員に関する報告ならびに年間計画及び収支予算の審議決定は、4月の総会で行う。
- 第5条 会計監査を経た収支決算報告の承認は、3月の年度末総会で行う。

第3章 常置委員会及び臨時委員会

- 第6条 常置委員会として、企画委員会、予算会計委員会、会員委員会、児童厚生委員会、校外補導委員会、学校給食協力委員会、広報委員会、就学前教育委員会、成人教育委員会、渉外連絡委員会を置く。
- 第7条 臨時委員会は、その任務を終了したときに、解散する。
- 第8条 各常置委員会の委員は、それぞれ委員長の推薦に基づいて、会長が委嘱する。
- 第9条 委員長および委員の任期は1年とする。ただし、引き続き1年間だけは留任してもよい。
- 第10条 企画委員会は、
- 1 他の各種委員会の意見を総合調整して、年間計画を立てる。
 - 2 この計画に基づく諸活動を評価して、次の企画の資料とする。
 - 3 総会の議事日程を立案する。企画委員の数は〇名とする。
- 第11条 予算会計委員会は、
- 1 年間計画に基づく活動に必要な収支の予算を立案する。
 - 2 総会が決定した予算に基づいて経理が行われるように協力する。
 - 3 必要に応じ補正予算を立てる。予算会計委員の数は〇名とする。
- 第12条 会員委員会は、
- 1 この会の趣旨の解明に努め、すべての会員がよい理解と自由意思をもって入会するようにする。
 - 2 会員名簿をつくり、常に会員の特技、関心、異動について知っているようにする。
 - 3 会員相互の連絡と親睦を図る。
 - 4 通信の伝達、会費の徴収その他各種委員会の活動に協力する。会員委員会の数は〇名とする。
- 第13条 児童厚生委員会は、
- 1 一般児童の福祉厚生を図る。
 - 2 特殊な事情にある児童の援助、補導に努める。児童厚生委員の数は〇名とする。

- 第14条 校外補導委員会は、児童の家庭生活、社会生活ならびに児童相互の自主的集団生活の補導をする。
- 第15条 学校給食協力委員会は、学校給食が十分な効果をあげるように協力し、ひいては各家庭の食生活の改善を図る。学校給食協力委員の数は〇名とする。
- 第16条 広報委員会は、この会の会員に対し、また必要に応じその地域社会ならびに関係諸機関及び団体に対し、情報の伝達、意見の交換に努める。広報委員の数は〇名とする。
- 第17条 就学前教育委員会は、就学前の乳幼児が心身ともに健やかに成長することに努める。就学前教育委員会の数は〇名とする。
- 第18条 成人教育委員会は、
- 1 すべての会員が、一層よい父母、よい教師となるように、みずから努め、互いに磨き合うようにする。
 - 2 地域社会に対し、この会の教育的な催しに参加する機会を与える。成人教育委員の数は〇名とする。
- 第19条 渉外連絡委員会は、児童、青少年の教育ならびに福祉に関して、この会と同じ目的をもつ他の団体または機関、殊に近隣のPTA及びPTA連絡会と連絡し、この会及びこの会の会員との意志の疎通を図る。渉外委員の数は〇名とする。
- 第20条 校長は、学校管理ならびに教育上、各常置委員会または臨時委員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 改正

- 第21条 この細則は、運営委員会において、構成委員の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。ただし、改正案は、運営委員会の少なくとも1週間前に、各構成員に知らせておかねばならない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

相談機関一覧

ひきこもり・不登校・非行などの相談 / どこに相談したらよいか分からないとき

かながわ子ども・若者総合相談センター(県立青少年センター) (045)242-8201

【受付時間】火～日 9:00～12:00 13:00～16:00

【休み】月・年末年始

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/02_soudan.html



神奈川県ひきこもり地域支援センター(県立青少年センター) (045)242-8205

【受付時間】火～日 9:00～12:00、13:00～16:00

【休み】月・年末年始

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/hikikomorisien.html>



神奈川県西部青少年サポート相談室(神奈川県西部ひきこもり相談窓口) (0465)35-9527

【受付時間】月～金 10:30～12:00 13:00～16:00

【休み】土・日・祝日・年末年始

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/03_kenseibu.html



神奈川県地域青少年相談窓口

開設地域 (開設場所)	開設日時(毎月)	電話番号
横須賀三浦 (葉山町)	第2・4木曜日 13時から17時	070-4552-9838
県央 (厚木市)	第2・4金曜日 13時から17時	070-4436-5970
湘南 (寒川町)	第2・4木曜日 13時から17時	

祝休日に当たる場合はお休みです。

近隣の地域の方だけでなく、県内に在住・在学・在勤の方は

どなたでもご相談ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/soudan/30_kyouka.html



発達・学習・不登校など教育全般についての相談

県立総合教育センター

総合教育相談

(0466)81-0185

発達教育相談

(0466)84-2210

不登校ほっとライン

(0466)81-0185



【受付時間】毎日 8:45～16:45 【休み】年末年始

問い合わせフォーム <https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/sodan/email.html>

Eメール kng-k-mailsodan@pen-kanagawa.ed.jp (返信に数日かかる場合があります。)

<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/sodan/index.html>

いじめをはじめとする子どもの困り全般についての相談	
24時間子どもSOSダイヤル(県立総合教育センター) 【受付時間】 毎日24時間【休み】 なし	0120-0-78310
公立高等学校への転入学・編入学についての相談	
転編入学情報センター 【受付時間】 月～金8:30～17:00【休み】 土・日・祝日・年末年始 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/tenpen/tenpenjouhou.html 県教育委員会のホームページから問い合わせフォームにお入り下さい (返信に数日かかる場合があります。)	(045)210-8235 
子どもの人権に関わる相談	
人権・子どもホットライン(神奈川県福祉子どもみらい局)子ども専用電話 【受付時間】 毎日9:00～20:00【休み】 なし 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市にお住まいの方は、下記児童相談所にご相談ください。	(0466)84-1616
子どもの人権110番(横浜地方法務局人権擁護課) 【受付時間】 月～金 8:30～17:15【休み】 土・日・祝日・年末年始	0120-007-110
非行・犯罪被害・いじめなどの相談	
ユーステレホンコーナー(県警察少年相談・保護センター) 【受付時間】 月～金8:30～17:15【休み】 土・日・祝日・年末年始	(045)641-0045 0120-45-7867
子どもに関わる相談(お住まいによって相談先が異なります。)	
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」お近くの児童相談所につながります。 【受付時間】 24時間【休み】 なし	
神奈川県中央児童相談所(電話相談「子ども・家庭110番」) 【受付時間】 毎日9:00～20:00【休み】 なし	(0466)84-7000
横浜市中心児童相談所(電話児童相談室) 【受付時間】 月～金9:00～17:30、土9:00～16:30【休み】 日・祝日・年末年始	(045)260-4152
川崎市こども家庭センター(中央児童相談所) 【受付時間】 月～金8:30～17:00【休み】 土・日・祝日・年末年始	(044)542-1234
相模原市児童相談所 【受付時間】 月～金8:30～17:00【休み】 土・日・祝日・年末年始	(042)730-3500
横須賀市児童相談所 【受付時間】 月～金8:30～17:00【休み】 土・日・祝日・年末年始	(046)820-2323

外国人教育相談(言語によって対応する曜日が異なります。)	
地球市民かながわプラザ・相談室(情報フォーラム) 【受付時間】 火～土 10:00～13:00 14:00～17:00 受付は16:30まで 【休み】 日・月・祝日・年末年始 外国人教育相談 https://www.earthplaza.jp/ep/forum/foreign_education/index.html	(045)896-2972 
こころの健康に関わる相談(お住まいによって相談先が異なります。)	
こころの電話相談(県精神保健福祉センター) 【受付時間】 月～金9:00～21:00(受付は20:45まで) 【休み】 土・日・祝日・年末年始	0120-821-606
こころの電話相談(横浜市こころの健康相談センター) 【受付時間】 月～金17:00～21:30、土・日・祝日8:45～21:30 【休み】 なし (相談時間はおおよそ20分です)※教育関係の専門相談機関ではありません。	(045)662-3522
こころの電話相談(川崎市精神保健福祉センター) 【受付時間】 毎日 9:00～21:00 【休み】 年末年始 9:00～17:00	(044)246-6742
こころのホットライン(相模原市精神保健福祉センター) 【受付時間】 毎日17:00～22:00 (受付は21:30まで) 【休み】 年末年始	(042)769-9819

参 考 資 料

神奈川県内の主な P T A 団体

令和7年4月1日現在

	名 称	郵便 番号	事務局所在地等	電 話
1	神奈川県 P T A 協議会	220- 0053	横浜市西区藤棚町2-197 神奈川県教育会館内	(045)326-6102
2	神奈川県立 高等学校 P T A 連合会	231- 0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル9F	(045)641-0337
3	神奈川県下市立 高等学校 P T A 連絡協議会	231- 0023	横浜市港南区東永谷二丁目1-1 横浜市立南高等学校内	(045)822-1910
4	神奈川県特別支援学校 肢体不自由教育校 P T A 連合会	253- 0083	茅ヶ崎市西久保2-9 神奈川県立茅ヶ崎支援学校内	(0467)57-5374
5	神奈川県特別支援学校 知的障害教育校 P T A 連合会	243- 0422	海老名市中新田4-5-1 神奈川県立えびな支援学校内	(046)292-5612
6	神奈川県聾学校 P T A 連合会	221- 0053	川崎市中原区上小田中3丁目10-5 川崎市立聾学校内	(044)766-6500
7	神奈川県盲学校 P T A 連合会	254- 0047	平塚市追分10-1 神奈川県立平塚盲学校内	(0463)31-0948
8	横浜市 P T A 連絡協議会	220- 0022	横浜市西区花咲町6-145 横浜花咲ビル3階	(045)341-0181
9	川崎市 P T A 連絡協議会	210- 0011	川崎市川崎区富士見2-1-3 川崎市教育文化会館内	(044)210-0072
10	相模原市 P T A 連絡協議会	252- 0236	相模原市中央区富士見6-6-13 相模原教育会館1階	(042)730-3014

(注) 3～7の事務局は、5、6月の総会で担当校が変更される場合があります。

このハンドブックは次のメンバーによって構成された「PTA活動のためのハンドブック編集委員会」での検討をもとに作成されました。

- ・神奈川県PTA協議会代表
- ・神奈川県立高等学校PTA連合会代表
- ・神奈川県立高等学校教員
- ・神奈川県教育委員会教育局教育事務所社会教育主事
- ・神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課職員

PTA 活動のためのハンドブック

令和 5 年 4 月 発行

(令和 7 年 3 月一部改訂)

< 発行 > 神奈川県教育委員会教育局
生涯学習部生涯学習課

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
電話 (045)210-8347

この冊子のホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/gt2/ptahandbook.html>

